

中・東欧の宗教改革運動とヨハネス・ア・ラスコ

堀江 洋文

16世紀のポーランド人宗教改革者ヨハネス・ア・ラスコ（Johannes a Lasco 或いは John a Lasco。ポーランド語ではヤン・ワスキーJan Łaski と呼ばれ、そこから英語ではジョン・ワスキーJohn Laski の通称がある）は、母国ポーランドのみならず、ヨーロッパの宗教改革運動において改革派神学の確立と伝搬に大きな力を発揮したことで知られる。ア・ラスコはバーゼル滞在時に交流のあったエラスムスの他、ジュネーヴのカルヴァン、ストラスブールの宗教改革者マルティン・ビューサーやチューリッヒのツヴィングリの影響も受けていたことから、改革派神学の伝統を担う宗教改革者であったと理解するのが自然であるし、彼の様々な論考も同派神学の真髄を極めた内容であった。ところで、近年ローマ法王故ヨハネ・パウロ2世を輩出した「カトリック国」ポーランドで、ア・ラスコもその貢献者の一人であったプロテスタント宗教改革の大きな動きが16世紀にあったことは、ポーランド史を殆ど学ばない一般人にはあまり知られていないようである。今回の人文研総合研究旅行では、ワルシャワから古都クラクフに移動する途中、毎年1千万人の巡礼者で賑わうチェンストホヴァのヤスナ・グラ修道院に立ち寄ったが、殆どの修道院訪問者にとってのお目当てである「黒い聖母」の前で礼拝する多くのカトリック信者の祈りを前にすると、この国に一時期プロテスタント宗教改革のうねりが存



写真1 ヤスナ・グラ修道院

在したことで忘れさせてしまうものがある。実は、16世紀におけるプロテスタンティズムの興隆とカトリック教会の一時的凋落は、ポーランドのみならずボヘミア等の中欧地域全体に見られた現象であるが、その後の対抗宗教改革運動と30年戦争の結果カトリシズムが復興したことから、多くの人々にとってはポーランドを筆頭に中欧をカトリックの牙城と考えてしまう傾向があるが、近世初期に見られたプロテスタント諸派の活動には注目すべきものがある。

プロテスタンティズムと言っても、ポーランドの宗教改革にはフス派やカルヴァン派、ボヘミア兄弟団 (Brüdergemeinden, Unitas Fratrum) 等多くの教派が存在した。ポーランドを始め中・東欧地域においては、神聖ローマ帝国とポーランド・リトアニア連合が2大国家を形成したが、この地域に広がった非中央集権化の流れは、多くの信条、宗派の共存というヨーロッパでも特異な現象を作り出した。宗教改革期と言えばカトリシズムとプロテスタンティズムの対峙が一般に想起されるが、この地域の宗教的寛容 (religious tolerance) はドイツ・ルター派、ユグノー、オランダ・メノナイトのようなプロテスタント諸派の他に、東方正教会、ユダヤ人、イタリアから移り住んだ反三位一体論者の共存を許したのである。後述する1573年のワルシャワ連盟協約 (Warsaw Confederation, Confederacja warszawska) や神聖ローマ皇帝ルドルフ2世が1609年に発布する「1609年の勅書」 (Letter of Majesty, Majestätsbrief, Rudolfův majestát) が、多数の信条、宗派が乱立する状況を作り出す一助となったことは言うまでもない。しかし一方で、このような乱立が、信条や宗派間の壁を低くし、それぞれの宗派の占める領域を曖昧としたことも否定できない。そのためこの地域の学界は国、言語、宗派等で所謂「バルカン化現象」を引き起こし、まとまった全体像が描けなくなっている。リア・ラスコが持ち込んだ改革派神学の流れは政治、宗教両面においてそのような運動の一つを形成するものであった。そこでア・ラスコの活動と神学に触れる前に、今回総合研究旅行で訪れたポーランド、モラヴィア、ボヘミアの中・東欧地域においてどのような改革の流れがあったのか、特にこの地域の改革運動の特徴であった宗教的寛容や貴族共和政 (貴族達の合議によって国家の意思決定がなされる政体) の成立と宗教改革運動の関連について精査してみたい。²⁾

1. ポーランドにおける宗教的寛容、貴族共和政、宗教改革運動の展開

ポーランドでは、10世紀のミェシュコ1世 (Mieszko I) がピヤスト朝を創始し、同時にギ

¹⁾ Howard Louthan, Gary B. Cohen and Franz A.J. Szabo, eds., *Diversity and Dissent: Negotiating Religious Difference in Central Europe, 1500-1800* (New York & Oxford, 2011), pp. 3-4.

²⁾ 近年 tolerance に代えて multiconfessionalism の語を好む研究者もいるが、この語の使用に対しては、multiculturalism のような修正主義的発想に影響を受けたものであるとの批判もある。Thomas Max Safley, ed., *A Companion to Multiconfessionalism in the Early Modern World* (Leiden, 2011)を参照。

リシャ正教からカトリックに改宗する。以後ポーランドはラテン・キリスト教圏に属するカトリック王国として存立したが、クラクフ大学の復興でも知られるヤドヴィガ (Jadwiga Andegaweńska、ハンガリー名 Hedvig) がポーランド王 (彼女は女性であるが *regina* ではなく *rex* の称号を持つ) であった時代に状況が変化する。彼女は 1384 年にリトアニア大公国のヨガイラ (Jogaila) 大公と結婚するが、ヨーロッパでも最後の異教徒と言われていたリトアニアと 26 歳で王位に就いたヨガイラがカトリックに改宗することが婚姻の条件であった。その後 1386 年にポーランド王となったヨガイラは、ヴワディスワフ 2 世 (Władysław II Jagiełło) となってヤギェウォ朝を開祖し、それ以降ポーランド・リトアニア同君連合が成立し維持される。³⁾ しかし、リトアニアの住民の多くは正教会に属しており、中にはカルケドン信条を告白せず単性論を信じるアルメニア教会信者も存在した。その他にムスリムや増加の傾向にあったユダヤ人等、様々な信条や告白が同居するのがリトアニア宗教界の特色であった。そのため初期ヤギェウォ朝の王達は、このような現実を直視して諸宗派の同居に注力するとともに、宗教的寛容政策を採用するに至る。⁴⁾ この伝統が、その後近世初期のポーランドの宗教事情を特徴づけることとなる。

リトアニアとポーランドの連合に危機感を覚えた南バルト海地域を支配するドイツ騎士団は、ヤギェウォ朝ポーランド・リトアニア連合に戦いを挑むが、1410 年ヴワディスワフ 2 世にグリンヴァルトの戦い (タンネンベルクの戦い) で敗れる。この戦いにはボヘミアからフス派の義勇兵も多数ポーランドに加勢している。⁵⁾ その後ヤギェウォ朝は、1572 年の王朝断絶まで中央ヨーロッパで大きな勢力を維持した。南北はバルト海から黒海まで、東西はオーデル川からドニエプル川まで勢力を拡大するヨーロッパでも屈指の強大国家であった。ポーランド人とリトアニア人の他に、今日のウクライナ人やベラルーシ人の祖先にあたるルテニア人、そしてバルト海沿岸地方には、ポーランド海外交易の中核都市であったグダニスクを中心にドイツ人が居住していた。このような強大な国家形成の中でも特に 1492 年から 30 年戦争が終結する 1648

³⁾ リトアニア語のヨガイラがポーランド語のヤギェウォとなった。ヨガイラはポーランド人に特に親近感を覚えていたわけではないが、カジミェシュ 3 世の時代に強固な国家体制が成立しつつあったポーランドと、神聖ローマ皇帝とローマ教皇から東方植民のお墨付きをもらい占有地の専横の支配でも知られ、特に 14 世紀になって勢力伸長を図るドイツ騎士団 (チュートン騎士団) からの圧力を前にして、カトリック勢力を向こうに回しての両面作戦は不可能であることをヨガイラ自身も悟るようになる。両国の婚姻による結合によって、ドイツ騎士団の拡張に対する備えは盤石となった。Norman Davies, *God's Playground: A History of Poland* (Oxford, 2005), vol. 1. pp. 93-4.

⁴⁾ Paul W. Knoll, 'Religious Toleration in Sixteenth-Century Poland' in Howard Louthan, et al., eds., *Diversity and Dissent*, pp. 30-1.

⁵⁾ この戦いに敗れたドイツ騎士団は、ポーランド・リトアニア連合王国がフス派や正教徒と言った異教徒を兵士に抱え彼らを支援しているとして、このことを当時開会中のコンスタンツ公会議に提訴している。このような提議に対して当時のヤギェウォ大学長のパヴェウ・ヴウォトコヴィツ (Paweł Włodkowic、ラテン名パウルス・ウラディミリ Paulus Vladimiri) は、異教徒にも基本的権利が認められると主張したことから、近代的人権思想の先駆者と呼ばれる。山内進「黎明期の国際人権思想：コンスタンツの論争とパウルス・ウラディミリの『結論 52』(1416 年)」『成城法学』48、169-226 (1995 年 3 月) を参照。

年までは、ポーランドの「黄金の世紀」と呼ばれている。⁶⁾ その期間、ポーランドにおいて宗教的寛容が確立され、また政治の分野においては、国の最高権力は国王一人に集中するのではなく、議会に補佐された国王に帰属するという、テューダー中期イングランドにおける *king-in-parliament* にも似た状況が形成されていた。このような政治の「民主化」に呼応する形で貴族階級の支持を得た改革派やルター派グループが勢力を強め、宗教改革運動が進められていったのである。そしてポーランド王の中にはボヘミアやハンガリーの王を兼ねる者も現れたことを考えると、一国史の概念ではなくリトアニア、ポーランド、ボヘミア、ハンガリーを含めた中・東欧の視点で、この地域の政治と宗教の関連を考えるのが定説になりつつある。

まずポーランドであるが、16世紀に宗教改革が受け入れられる土壌が、この国にはいくつか存在していた。1572年のヤギェウォ朝断絶後に国王は選挙で選ばれるようになり(選挙王制)、国王はシュラフタ(Szlachta)と呼ばれる貴族が支配する議会によって監視されていた。ポーランド貴族達は、王権が教皇に対して独立性を持つことを警戒していたし、またカトリック聖職者の貪欲さや不道徳に対しても注意を払っていた。シュラフタは一般に貴族と呼ばれるが、厳格に固定化された身分制度上の貴族ではなく、どちらかと言えば古代共和政ローマの「市民」に近いと言われる。元々シュラフタの起源は、西スラブ人がキリスト教を受容する前に遡るが、彼らは11世紀には国王に対抗できるまで勢力を拡大していた。国内の権力基盤がぜい弱な国王に対してシュラフタの勢力は強まり、14世紀のカジミェシュ3世期にはシュラフタの身分が確立する。1425年にはシュラフタの身分に属する者に対して国王が裁判所の認可なく逮捕や処罰を行うことを禁止する人身保護特権 *Neminem captivabimus* (Neminem captivabimus) が制定され、更に1505年には課税や立法には上下両院の同意に基づかなければならないことを認めさせたニhil・ノビ法(Nihil novi)が成立した。⁷⁾ シュラフタ間には保有資産に格差が存在したが、すべてのシュラフタには大貴族、中小貴族に関わりなく平等な政治的権利と特権が付与されていた。確かに少数の大貴族と一般のシュラフタの間には財力や社会的地位に格差があったことは他国と同じであるが、ポーランドでは普通のシュラフタまでもが地方小議会や代議員を通じて地方政治や国制に大きな影響力を持った。⁸⁾ 宗教においても、ポーランド宗教改革はシュラフタによる宗教改革と言っても過言ではない。それほどシュラフタの影響力は大きかったのである。この頃のポーランド統治形態が、貴族共和政或いは貴族民主主義と言われ

⁶⁾ アンブロワーズ・ジョーベル『ポーランド史』山本俊朗訳、白水社。

⁷⁾ Davies, *God's Playground*, p. 164. このシュラフタの人身保護特権は、*neminem captivabimus nisi iure victum* (朕は法廷の答申なしに拘束しない)の意味であり、この特権はイングランドにおける人身保護令ヘイビアス・コーパス(*Habeas Corpus*, you shall have your bodyの意)に相当する。ニhil・ノビは、*Nihil novi nisi commune consensus* (Nothing new without the common consent)のことで、この原則はポーランド貴族民主主義の基盤を形成した。

⁸⁾ 山本俊朗、井内敏夫『ポーランド民族の歴史』三省堂選書、13頁。

る所以である。

1569年7月には「ルブリン合同」によって、ポーランドとリトアニアの連合は、これまでの人的合同から制度的国家合同へと変化する。制度上リトアニア大公位はヤギェウォ家の世襲、ポーランドの王位は選挙制であったが、ジグムント2世アウグスト（Zygmunt II August）に子供がなくヤギェウォ家が断絶すると両国の連合関係が途切れる可能性が出てきたため、双方の関係強化を狙ってルブリン議会で制度的合同が実現した次第である。⁹⁾ 両国はそれぞれの法律と法廷、国家、軍隊等を保持したが、各々の市民は、自由に他の一方の国で財産を取得することができ、またその国のあらゆる役職に就くことができた。両国は共通の議会と共同で選ばれる主権者によって統治されることになった。¹⁰⁾ ヤギェウォ朝最後の国王ジグムント2世アウグストは世襲王制を守ろうとしたが、ヤギェウォ朝断絶後には、「黄金の自由」（ズウォタ・ヴォルノシチ *Złota Wolność*）と呼ばれる貴族支配の民主主義政治（貴族共和政）が成立し、国王は選挙で選ばれるようになる。ジグムント2世が崩御しヤギェウォ朝が断絶すると、1573年にポーランド議会セイム（Sejm）は、フランス・ヴァロア朝最後のフランス王となるアンリ3世（ポーランド語では、ヘンリク・ヴァレジ *Henryk Walezy* と呼ばれ、後述するヘンリク諸条項に最初に忠誠を誓った国王としてその名が冠されている）を国王に選出する。しかし、戴冠式に際して開会されたセイムで、アンリは宗教的寛容を無視する発言をして反感を買う。アンリはその直後、兄でフランス王であったシャルル9世の崩御の報にクラクフで接して急遽ポーランドを離れフランスに戻る。そして、シュラフタの形だけの帰国要請を受けても二度とポーランドに帰ることはなく、翌年セイムによって自ら退位したとみなされる。フランスに帰ったアンリはフランス王位を引き継ぎ、王母カトリーヌ・ド・メディシスとともに宗教対立で混沌としたフランス政局の舵取りを担うことになる。

このように16世紀ポーランド・リトアニアは、言わば貴族階級が支配する民主主義の様相を呈していた。またポーランドは、最初のキリスト教の種がギリシャのキュリロスやメトディオスの弟子達によって蒔かれことから、キリスト教典礼においてもギリシャ正教会の影響が強く、それ故中世以来、聖職者の独身等ローマ・カトリック教会や修道院の教義や儀礼に対しては強い反発があった。しかし、ポーランドに宗教改革が根付く一つの大きな要因になったのは、ポーランド宗教改革の準備のためには大きな存在であったボヘミアとプラハ・カレル大学に対して、ポーランドが緊密な政治的関係を維持していた事実にある。ボヘミアとポーランドでは、1278年にプシェミスル朝ボヘミア王となったヴァーツラス2世（*Václav II*）がポーランドのクラクフ公国の支配を委ねられ、1300年にはポーランド王となって短期間ではあるがボヘミア、

⁹⁾ 伊東孝之、井内敏夫、中井和夫編『ポーランド・ウクライナ・バルト史』山川出版社、118頁。

¹⁰⁾ ジョベール『ポーランド史』21頁。

ポーランド、ハンガリーの君主を兼ねる所謂同君連合が成立していた。¹¹⁾ 14世紀末、ヴワディスワフ1世の次女エルジュビエタの孫娘に当たる先述のポーランド女王ヤドヴィガも、クラクフ大学（現ヤギェウォ大学）の復興に貢献したのみならず、1402年ヤン・フスが学長職に就いたことでも知られるプラハ・カレル大学との良好な関係も維持していた。14世紀末にヤドヴィガは、ポーランド・リトアニアの学生のために同大学に彼女の名を冠した学寮を寄付している。また、フスの友人で同じくその改革神学と活動によって1416年5月に火刑に処されたプラハのイエロニーム（Jerome of Prague、Jeroným Pražský）も、ヨーロッパ各地の大学で教える中でクラクフを訪れている。イエロニームは、イングランドのウィックリフの教えを彼の論敵がまとめた45ヶ条を信奉しているとの嫌疑でクラクフにおいて審問を受けるが、その審問の最中にもイエロニームはクラクフの町でフス派の教説を広めている。¹²⁾

ところでそのほぼ100年後、後に神聖ローマ皇帝（フェルディナント1世）になるフェルディナント大公が1526年にボヘミア王となり、ボヘミアに対するハプスブルク家の支配が始まる。ボヘミアは自治を失い、フェルディナントは徐々にボヘミアをローマ・カトリックに回帰させようとする。宗教的寛容に対して比較的許容的な態度で臨んだヤギェウォ朝に対して、フェルディナントのハプスブルク家は権力の中央集権化を積極的に進め、カトリック教会復権の基礎



写真2 ヤギェウォ大学最古の校舎、コレギウム・マイウス

¹¹⁾ しかし、ヴァーツラス2世の統治も、ポーランドの主権強化に専心し聖職者、農民、騎士の支持を集めながら有力貴族の支持を得られずボヘミア王に敗れたヴワディスワフ1世（Władysław I）側から見れば、所詮は外国人による支配であったと言えよう。

¹²⁾ Gaston Bonet-Maury, 'John a Lasko and the Reformation in Poland 1499-1560', *The American Journal of Theology*, vol. 4, no. 2 (April, 1900), pp. 314-5.

を固めようとした。フス派から出たボヘミア兄弟団は 1457 年に設立されるが、その直系の一派であるモラヴィア兄弟団はフェルディナントによって領国から追放される。追放の切っ掛けとなったのは、ミュンスター宗教改革運動から派生した宗教改革急進派「ミュンスター再洗礼派」の反乱であったと言われる。¹³⁾ 1535 年に鎮圧されたこの反乱は、ヨーロッパの君主達の間にも急進宗教改革運動に対する警戒感を植えつけた。フェルディナント自身は、その後「支配者の宗教、その支配地に行わる (cuius region, eius religio)」の原則で知られる 1555 年のアウクスブルクの宗教和議の締結を進めるなど、カトリックとルター派諸都市の融和と両立を図った側面もあるが、ルター派以外のプロテスタント諸派に対しては厳しい態度で臨んでいる。例えば、1556 年にはプラハにイエズス会を招き僧侶と国民の宗教教育の改善を目指し、61 年にはローマ教皇の許可を得て 130 年間空位であったプラハ大司教を復活させるなどカトリック化の道を歩んだ。¹⁴⁾ 今回の調査旅行でクラクフからプラハに向かう途中に立ち寄った世界遺産の町オロモウツは当時モラヴィアの首都であったが、1566 年にはこの地に招かれたイエズス会によってパラツキー大学が設立されている。このような動きも、プロテスタント路線を歩むプラハ・カレル大学に対抗して、カトリック教育機関の設置の必要を感じたハプスブルク家支配者の施策の一つであった。

ボヘミアやモラヴィアから追放されたボヘミア兄弟団の多くの信徒は、シレジアやスロヴァキアの他に特にポーランドに多くが逃れている。このような急進派の流入に対してジグムント 1 世は警戒感を強めて諸策を講じようとするが、一般にボヘミア兄弟団は到着した地域において歓迎されている。¹⁵⁾ 彼らはポーランドのシュラフタ、特に下位貴族 (中小シュラフタ) によって受け入れられ、トルン、オストロルクやポズナニでは教会や学校建設のために貴族の領地から土地を与えられている。ア・ラスコは、当時このような兄弟団に手を差し延べた貴族には含まれていなかったが、この頃カルヴァンやプリンガー等スイス改革派の宗教改革者達と手紙のやり取りを始めている。¹⁶⁾ ポーランドでは既に 1264 年の憲章「カリシュ法」(Satut kaliski) により、ユダヤ人の信仰や商業活動等における法的地位が保障されていたが、この法令はその後 14 世紀半ばにヤギェウォ大学を創設したカジミェシュ 3 世、15 世紀にはカジミェシュ 4 世、そして 1539 年には様々な反異端勅令を發布しているジグムント 1 世 (Zygmunt I Stary) によ

¹³⁾ 反乱の詳細は、倉塚平「ミュンスターの宗教改革—再洗礼派千年王国への道」中村賢二郎、倉塚平編『宗教改革と都市』刀水書房、259-316 頁を参照。

¹⁴⁾ プラハ大司教位は、コンラッド・フォン・フェヒタ (Konrad von Vechta, Konrád z Vechty) 大司教がカトリック教会を離れ後述するフス派穏健派のウトラキスト (Utraquist、聖杯派) に走ったためローマ教皇庁から退位させられた 1421 年以後空位となっていた。その後、ボヘミアの高位聖職者の権威は大きく制限されていたと言われる。Howard Louthan, *Converting Bohemia: Force and Persuasion in the Catholic Reformation* (Cambridge, 2011 paperback edition), p. 44.

¹⁵⁾ George Huntston Williams, *The Radical Reformation* (Philadelphia, 1962), p. 415.

¹⁶⁾ Benet-Maury, 'John a Lasko and the Reformation in Poland 1499-1560' pp. 315-6.

ても基本的に承認されて、宗教的寛容がポーランドにおいて広く実践されていた。即ち、反異端の不寛容勅令が布告されても、それらは死文であり続けたからである。16世紀半ばまでにクラクフだけでも約30件の異端訴追がなされたが、それらは被疑者を戒めるだけで実際に厳罰が科されたことはない。¹⁷⁾このような寛容策は、ポーランドのキリスト教に大きな影響を及ぼした宗教改革運動の基礎をなすもので、特に1573年のワルシャワ連盟協約は「黄金の自由」の根幹となるものであった。この協約はワルシャワに集まったシュラフタが、ポーランド・リトアニアのすべての宗教に対し相互支持と寛容を求めたもので、寛容が保障されるべき宗派を特定していない。その意味では、この協約が認める寛容は、カトリックと改革派の特定の一宗派にのみ信仰の自由を認めたアウクスブルクの和議やナントの勅令と比較して、かなり広範囲に及ぶ寛容を認めたことになる。¹⁸⁾更にこの協約は、前年にフランスで起こったサン・バルテルミの虐殺に対する反発という側面もあったと言われている。この協約は、シュラフタの選挙によって選ばれた国王が誓約することを義務付けられたヘンリック諸条項 (Henrician Articles, *Artykuły henrykowskie*) の中に組み入れられている。

16世紀に中欧の宗教の大きな勢力となったプロテスタントイイズムは、カトリック教会のみならずカトリック教徒であった君主にとっても大きな脅威であった。そのような中・東欧プロテスタントイイズムの権勢の源泉となったのが、ポーランドのシュラフタ等の貴族であった。ポーランドのセイムのように貴族を中心として構成された議会は、カトリック君主に対抗する観点から、君主側に立つカトリック教会に代わる告白教会を求めている。ジグムント1世が崩御し、ジグムント2世アウグストが即位すると、多くの名門貴族が改革派に走り、彼らは議会の主導権をも握るようになる。中西部のヴィエルコポルスカ (Wielkopolska、大ポーランド) ではルター派教会が浸透し始めていたが、今回の総合研究旅行でも訪れた世界遺産木造教会群で有名

¹⁷⁾ 小山哲「ワルシャワ連盟協約の成立—16世紀のポーランドにおける宗教的寛容の法的基盤—」『史林』第73巻、第5号(1990年)、92頁。

¹⁸⁾ 小山哲「ワルシャワ連盟協約の成立」85頁。一方、ポーランド・リトアニアにおける寛容の精神が希薄な土台の上に成立していたことは、領内のルテニア地方(現在のリトアニア、ベラルーシ、ウクライナ西部を含む。先述のようにルテニア人とはウクライナ人とベラルーシ人の祖先を指す。キエフ・ルーシのルーシ人と同義であるが、日本でキエフ・ルーシをルテニアと呼ぶことはない)で、正教会とローマ・カトリック教会をローマ教皇の管轄下で合同させようとして合意された1596年のブレスト合同(Union of Brest)を巡る混乱に見ることができ。ブレスト合同の合意内容は、領内において正教会が典礼の維持と一定の自治を認められる一方で、原則的にローマ教皇の主導権を認めるというものであった。しかし、合同を推進しウクライナ東方カトリック教会を成立させたグループ(uniates)に反発する正教会内の合同反対派(disuniates)によって、合同自体は不完全なものに終始する。混乱は、1623年に合同派であるポロツク(波語:ポウォック Polock)大司教ヨサファト・クンツェビッチ(Josaphat Kuncewicz)が、正教会とその典礼のラテン化に反発する暴徒に殺害されて頂点に達する。ローマ教会と正教会の合同の失敗は、ポーランド・リトアニアにおける上記寛容の精神の限界を物語るものでもある。ブレスト合同以前の両者の関係が比較的平穏であったことを考えると、16世紀末にはポーランド・リトアニアにおいても信条主義、宗派化の緊張が無視できない力となっていたことが理解できる。Mikhail V. Dmitriev, 'Conflict and Concord in Early Modern Poland' in Howard Louthan, et al., eds., *Diversity and Dissent*, pp. 114-136; Jerzy Kloczowski, *A History of Polish Christianity* (Cambridge, 2000), pp. 116-8.

なマウオポルスカ (Małopolska、小ポーランド) とリトアニアでは改革派やその他の宗派の教会が組織された。この頃のマウオポルスカ地方は、西はチェンストホヴァから東はルブリンの北東地域までの広大な地域を占めクラクフを中心都市としていた。リトアニアやポーランドをしばしば訪れたピエトロ・パオロ・ヴェルジェリオ (Pietro Paolo Vergerio) 等の努力にもかかわらず、ルター派の勢力範囲は、ケーニヒスベルクを中心としたドイツ騎士団領の東プロシヤ地方にあったプロシヤ公領 (Herzogtum Preußen) とヴィエルコポルスカの一部に限られた。リトアニアにおいても、16 世紀中期、ビリニュス地方の領主 (ヴォイヴォダ *voivode*) で大貴族 (*magnat*) であったミコワイ・ラジヴィウ・チャルニイ (Mikołaj Radziwiłł Czarny) が改革派に改宗し、短期間ではあったがカルヴァン主義をリトアニアに根付かせた。チャルニイは大法官として政治的実権を握ると、1563 年にはポーランド語訳聖書の刊行にも協力しイタリアからの宗教亡命者を保護した。¹⁹⁾ 一方、同じくイタリアからの亡命者であったヴェルジェリオは、リトアニアにルター派の教説を植え付けようと奔走したがことごとく失敗に終わる。

ポーランド・リトアニアのプロテスタントは、カルヴァンやスイス宗教改革者の指導を受けていた改革派グループと、イタリア知識層のエミグレの影響下にあった主に再洗礼派のグループに分かれていたが、後者はファウスト・ソツィーニ (Faust Sozzini) の反三位一体論グループとして知られるようになる。²⁰⁾ 実はポーランドは、ヨーロッパにおける反三位一体論者を受け入れた唯一の国であった。有名なイタリア人宗教改革者ベルナルディーノ・オキーノ (Bernardino Ochino) もその一人で、反三位一体論をはじめとする教説を支持したために亡命先のチューリッヒからも追放されたオキーノが最後に落ち着いたのがポーランドであった。チューリッヒの反三位一体論に対する厳しい姿勢を物語るエピソードが、ポーランドとの関連で展開されたのはオキーノに関する事件のみではなかった。三位一体説を批判する著作 *De Trinitatis Erroribus (The Error of the Trinity)* を 1532 年に出版し、ジュネーヴで火刑に処せられたスペイン出身のミシェル・セルヴェ (Michel Servet) に関し、小ポーランドのピンチュフの僧侶は、チューリッヒの宗教改革者ハインリッヒ・布林ガーに教義に関する伺いを立てるが、それに対して布林ガーはセルヴェを「キリスト及び真の宗教の敵」と断じて厳しく批

¹⁹⁾ Ibid., p. 121.

²⁰⁾ Williams, *The Radical Reformation*, pp. 639-43. イタリア出身のヴェルジェリオは、ヴェネツィアでカトリック教会から異端宣告を受けた後ドイツのヴェルテンベルクのクリストフ公に招かれ、当地の神学者ヨハン・ブレンツ (Johann Brenz) と協力してルター派の国際的伸長に尽くしたため、スイス改革派教会からは不信の目で見られていた。彼の 1559 年におけるポーランド訪問は、ア・ラスコの改革派教会に対抗する目的もあった。拙稿「シチリアとナポリにおける異端審問制度とコンベルソ問題」『専修大学人文科学研究月報』第 266 号 (2013 年 10 月)、88 頁。カルヴァンの教説をヨーロッパ中に流布させたインターナショナル・カルヴィニズムの動きに対して、ヴェルジェリオの働きは、国際ルター派運動の代表的動きと理解できよう。

判している。²¹⁾ このことは、1555年末頃には小ポーランドにおいても反三位一体論が広く教会に浸透していたことを想起させる。反三位一体論者とは、三位一体論やキリストの神性を否定して聖書解釈に理性の適用を持ち込んだソツィーニに代表される所謂ソツィーニ派の流れであり、このシエナ生まれのイタリア人神学者は1579年にポーランドに到着すると、西欧において異端視されつつも啓蒙主義的側面をも維持した反三位一体論の教説を広めようとした。ポーランドにおける反三位一体論は、キリスト教会の伝統の中で理解されてきた三位一体論を拒否しユニタリアンの方向に舵を切る立場を指すだけでなく、聖書と使徒信条に例示されるシンプルな教説に立ち返ろうとする再洗礼派の動きをも包含していた。²²⁾ 実はソツィーニが活躍する以前のポーランドにおける再洗礼派運動の創始者であり、モラヴィアに定住していたドイツからの多くの再洗礼派信徒をポーランドに導いたペトルス・ゴネシウス (Petrus Gonesius) は、1560年代に正統カルヴァン派の「大教会」(Ecclesia Major) から分離し反三位一体派から成る「小教会」(Ecclesia Minor) を創設する。ポーランドにおける再洗礼派運動と反三位一体派の近接を示す例である。「小教会」は「ポーランド兄弟団」の名でも知られる。

ポーランドやリトアニアの改革派教会は、スイス改革派の影響を大きく受けたとしても、その組織は改革派貴族の領地に立地した小さな集會が中心であり、チューリッヒやジュネーヴで見られた世俗の市政府と教会が協力して宗教改革を遂行していく所謂 **Magisterial Reformation** とは大きく相違していた。改革派貴族達は、国家全体の宗教改革運動を考える前に、自身の領地内で小さな改革派集団を作り上げることで満足していた。スイスの宗教改革都市のように世俗政府を巻き込んだ宗教改革運動の形態は、国教会制度を維持するイングランドやドイツのルター派でも見られ、ドイツでは領邦君主とルター派教会が一緒になってルター派の伸長に努めた。一方、再洗礼派等に見られる宗教改革急進派 (**Radical Reformation**) は、このような市政府等の世俗政府が教会の上位にくること自体に反対の立場をとる。ポーランドの改革派教会は、カトリック国フランスの中でのユグノー教会に類似した側面も保持しているが、ユグノー教会がフランス王室とは敵対的緊張関係を維持していたのに対し、ポーランド改

²¹⁾ Bruce Gordon & Emidio Campi, eds., *Architect of Reformation: An Introduction to Heinrich Bullinger, 1504-1575* (Grand Rapids, 2004), pp. 83-4. ブリンガーの反三位一体論者に対する厳しい態度は、彼のカルヴァンへの1554年6月12日付書簡でも明らかである。G. Baum, E. Cunitz, E. Reuss, eds., *Ioannis Calvinii Opera quae supersunt Omnia* (Brunswick, 1876), XV, no. 1967 [Corpus Reformationum edition]. (以後 *Calvini Opera* と略記)

²²⁾ Michael I. Bochenski, 'Polish Anabaptism in the 16th: a story little told', *The Anabaptist Network* (<http://www.anabaptistnetwork.com/node/443>). 元々ポーランド貴族は教育に対する関心が高く、特に15世紀以後ポーランド貴族の間に浸透し始めたイタリアの人文主義の影響は無視できない。本稿の主人公であるア・ラスコを始め、多くの貴族がイタリア、特にバドヴァで学んでいる。イタリア人文主義と並んで彼らの関心と呼んだのは、ヨーロッパ人文主義の代表ともいえるエラスムスであった。後述するように、ア・ラスコがエラスムスの活躍するパーゼルに滞在しようとしたことも、ポーランドにおけるこのような人文主義への傾斜を見れば理解できる。ポーランド・リトアニアの宗教事情の基盤となる寛容論も、人文主義の考え方が大きく影響していた。Kloczowski, *A History of Polish Christianity*, pp. 91-3.

革派教会はカトリック国王と対峙することはなく、王の寛容策を支持する立場に終始した。このような状況の背景には、ポーランドとリトアニア特有の政治的、社会的要因があるが、更に再洗礼派と反三位一体論者からの霊的影響も無視できない。再洗礼派と反三位一体論者は、双方とも教会事項及び良心に関する事柄において強制されることには強い反発を示した点で共通していた。結局後者は再洗礼の意味を真剣に理解するには至らなかったが、この2つの宗派の交流は、ポーランドとリトアニアの宗教改革急進派を特徴づける流れとなった。²³⁾ ヨーロッパ各国で異端視されていたこの両派を受け入れたことは、ポーランド・リトアニアが寛容策においてヨーロッパでも特異な存在であったことを示している。今日的観点から見ても、近世初期宗教思想において最も進んだ考えを持っていたのが、このような中・東欧地域であったと言える。

ポーランドにおいてカトリック教会側が巻き返しを開始するのは、トリエント公会議により体制を立て直した1560年代以降である。1551年にポーランド北東部ヴァルミヤ（エルムラント）の司教となったスタニスラウス・ホシウス（Stanislaus Hosius、ポーランド名はスタニスワフ・ホジュシュ Stanisław Hozjusz）が、65年にイエズス会士を招いて東プロイセンのブラウンスベルクに学院を運営させる。²⁴⁾ 当初イエズス会のポーランドへの浸透は困難を極めた。初期のイエズス会士でスペイン出身のサルメロン（Alfonso Salmerón）は国王ジグムント2世アウグストとの面会もかなわなかったし、イグナティウス・ロヨラへの手紙の中で、ポーランドにおけるイエズス会に対する関心の欠如を嘆いている。しかしその後イエズス会は、ポーランドにおいて教育から宮廷での説教に至るまで、宗教改革運動に対抗する最もダイナミックな集団として登壇することになる。1576年にポーランド王アンナ・ヤギェロンカと結婚してポーランドの共同統治者となったトランシルヴァニア公国統治者のステファン・バートリ（Stefan Batory）も、王位継承においてはプロテスタントやソツツィーニ派の支援を得ながら、イエズス会をクラクフやリヴォニアのリガ、リトアニアのポロツクへ招き入れている。続くジグムント3世の時代には、ピョートル・スカルガ（Piotr Skarga）らのイエズス会士が力強い説教で活躍し、ジグムント3世もポーランドのカトリック化を推進する。²⁵⁾ ジグムント3世は、火災

²³⁾ Williams, *The Radical Reformation*, p. 645.

²⁴⁾ ホシウスに関しては、George Huntston Williams, 'Stanislaus Hosius: 1504-1579' in Jill Raitt, ed., *Shapers of Religious Tradition in Germany, Switzerland, and Poland 1560-1600* (New Haven and London, 1981), pp. 157-74 を参照。1550年代末にアントワープで上梓されたホシウスの反アウクスブルク信仰告白の著書 *Verae, Christianae, Catholicaeque Doctrinae Solida Pugnatio* と、彼の1558年出版のヴェルジェリオに対する論考 *De Expresso Dei Verbo Libellus* は、ルター派の国際的展開に対するカトリック側からの反論であり、母国ポーランドへのルター派の浸透を憂えるホシウスによる対抗宗教改革の動きの一つであった。前者の最初の部分においてホシウスは、「我々の時代における異端の始まり」(*De origine haeresium nostri temporis*) と題して再洗礼派についても論じている。

²⁵⁾ Stanislaw Obirek, 'Jesuits in Poland and eastern Europe' in Thomas Worcester, ed., *The Cambridge Companion to the Jesuits* (Cambridge, 2008), pp. 136-42 及び伊東孝之他編『ポーランド・ウクライナ・



写真3 復元されたワルシャワ王宮は、1596年ジグムント3世がクラクフからワルシャワに遷都した際の王宮

によりヴァヴェル城が大きく損傷したことから、1596年に王宮と政府機能をワルシャワに移しているが（本人がワルシャワに居住するのは1611年以降）、この遷都は、スウェーデン王ヨハン3世の子としてスウェーデン王位をも継承し、その後ルター派を信奉したスウェーデンとの宗教的相違によって退位させられたスウェーデンへの対抗心と、その後彼によって行われるロシア遠征への布石の意味がジグムント3世にはあったと思われる。²⁶⁾

2. ボヘミア、モラヴィアの宗教改革運動

ボヘミアにおいても議会は大貴族、下位貴族、自由都市代表の三つの身分（curiae）で構成され、議会における三身分の同意なく法律を通過させることはできず、このような三身分の優位性、議会の権力の基盤は1419年からのフスによる宗教改革によって更に強化された。フス派と言っても統一的な宗派を形成していたわけではなく、聖書に基づき厳格に教会批判を行った急進派であるタボル派と、プラハの富裕市民や貴族を中心とする穏健派であるウトラキストに分かれていた。タボル派の歴史は、コンスタンツ公会議でフスが処刑され、それを契機にボヘミアでの反乱、即ちフス戦争が勃発した15世紀初めに遡る。1410年のグルンヴァルトの戦いではフス派の義勇兵もポーランドに加勢したことは先述したが、その中で隻眼の将軍ヤン・ジシュカ（Jan Žižka）の活躍は特記に値する。彼はフスが火刑に処された後、フス派を率いてローマ教皇及び神聖ローマ皇帝ジギスムントが送る5度の遠征軍と対決するが、フス戦争勃発の契機ともなった1419年の第1次プラハ窓外投擲事件（defenestration）にも関与し、フス派急進派のタ

パルト史』147頁を参照。ポーランドのイエズス会に関しては、ウィリアム・パンガート『イエズス会の歴史』上智大学中世思想研究所監修、原書房、91頁を参照。

²⁶⁾ Davies, *God's Playground*, p. 237.

ボル派 (Taborites) を組織してカトリック勢力と戦っている。その後 1430 年代のポーランド王国とドイツ騎士団の戦いにもフス派は義勇兵を送っているが、これは正に西スラブ民族によるドイツ騎士団駆逐の戦いであった。²⁷⁾

このような対決姿勢を崩さないタボル派と比較して、ウトラキストは聖体拝領に関する彼らの考えを除いては穏健な対応に終始した。ウトラキストは聖体拝領の際に俗人でもキリストの血としての葡萄酒を与えられることを主張し、カトリック教会におけるパンの形色だけでの聖体配慮を流聖として両形色の聖体拝領 (二種聖餐) を要求した。²⁸⁾ ボヘミア住民の多くはこの派に属し、その信者はフス派の中でも急進的考えを持つタボル派等とは対照的に、使徒継承 (apostolic succession) や偶像・聖遺物の崇敬等カトリック神学の多くの要素を受け入れる穏健な考えを維持していた。彼らにフス派のレッテルを貼ることに異議を唱える学者もいて、その理由としてフス派のレッテルによってヤン・フスの役割が実際以上に過大視されていることを挙げている。実際ウトラキストは信仰による義のようなプロテスタント神学の核となる信条を拒否していることから、このような指摘は当を得たものである。イングランドのアングリカ人が標榜した *via media* のように、ウトラキストもどちらにも偏らない中間の道を模索していたとも言えよう。²⁹⁾ ウトラキストの保守派は最終的にローマ教皇庁と和解し合体して、1434 年にはボヘミア中部のリパニでの戦いでタボル派に勝利している。所謂フス派の改革運動は、リパニの戦いでタボル派が敗北し、フス派戦争の講和条約である 1436 年の「バーゼル協約」(Basle Compactata) が成立した段階で一旦終わりを迎えたと考えることができる。

このような流れを見ると、フス派運動は急進派を中心に捉える見方だけで説明できないことは明らかである。³⁰⁾ 「バーゼル協約」によってカトリック教会とウトラキストの両方を公認の宗派とする共存体制が、ボヘミアのみならずモラヴィアにおいても成立したことになり、この体制はその後 200 年近く維持されることになる。「バーゼル協約」はカトリックとウトラキストという 2 つの信条間での締結であったが、その取り決めは実質上他の宗派をも保護してい

²⁷⁾ ジギスムントは金印勅書発布やプラハ・カレル大学創設で知られる神聖ローマ皇帝カール 4 世 (ボヘミア王カレル 1 世) の子であるが、彼の統治期にヤン・フスを火刑に処したことからフス戦争が始まった。

²⁸⁾ Utraquist はラテン語の *sub utraque specie* (両種、in both kinds) から派生し、カトリック教会の *sub una*、即ちパンのみによる聖餐と対立した。ローマ・カトリック教会では 13 世紀以降ミサを司る司祭以外は葡萄酒による聖餐を廃止し、パンのみによる一種聖餐が確立し、1415 年のコンスタンツ公会議においてカトリック教会の法として成立している。

²⁹⁾ Zdeněk V. David, *Finding the Middle Way: The Utraquists' Liberal Challenge to Rome and Luther* (Washington DC, 2003) にウトラキストの詳細がある。

³⁰⁾ Louthan, *Converting Bohemia*, pp. 2-3 及び薩摩秀登「正統としてのフス派」『人文科学論集』明治大学経営学部人文科学研究室、第 41、42 合併号 (1996 年 3 月) を参照。バーゼル協約以後の展開については、Thomas A. Fudge, 'Reform and the Lower Consistory in Prague, 1437-1497', in David R. Holeton and Zdeněk V. David, eds., *The Bohemian Reformation and Religious Practice* (Prague: Academy of Sciences of the Czech Republic, 1998), vol. 2, pp. 67-96 を参照。

る。ウトラキストが他の宗派に対して法的な傘を提供したことになる。³¹⁾ 実は1462年にローマ教皇ピウス2世によってバーゼル協約が拒否され、以後ローマ・カトリック教会はボヘミアの二種聖餐を認めず異端と宣告したことがあった。しかし、ボヘミアではこのようなローマの見解は無視され、1485年にはクトナー・ホラ (Kutná Hora) の国会でカトリック及びウトラキストの諸身分が個人の宗派選択権、即ち信仰の自由を保障する「クトナー・ホラの協定」が合意された。³²⁾ 聖餐に関しては、カトリックの一種聖餐とウトラキストの二種聖餐の選択の自由が個人に保障された。ウトラキストの教会は、世俗の貴族や都市によって指導され、彼らは教区の財産管理や僧侶の監督まで責任を負った。このことは裏を返せば、ウトラキストの教会自体に教会秩序に責任を負う宗務局 (consistory) のような中央組織が欠如していたことを意味し、プラハからモラヴィア各地まで監視の目が届く状況ではなかった。³³⁾ 一方タボル派のようなフス革命の急進派の教えはボヘミア兄弟団によって継承されたが、ボヘミア兄弟団はその後の再洗礼派と同じように兵役や死刑等すべての力の行使を放棄した。彼らの教会は任意の集会であり、カトリック教会やカトリック教会の秘跡やミサの教義を維持したウトラキスト保守派とは対照的に、僧侶階級を認めず洗礼や聖餐を霊的意味に限定して解釈した。

ウトラキストも一枚岩ではなく、バーゼル協約の文言に忠実でカトリック教会との合同を求める保守派と、純粋に聖書信仰の立ち位置からウトラキストの改革を求め、その結果昔のタボル派やボヘミア兄弟団の神学に傾くグループに分かれるようになる。改革志向のウトラキスト左派 (改革派) は、フス派が1世紀にわたって戦ってきた宗教改革運動とルターがドイツにおいて実現させようとしている宗教改革の共闘を視野に入れるようになる。1508年の勅令によってボヘミア兄弟団は迫害の脅威に晒されるが、実際には貴族達の保護によって迫害を免れている。実はボヘミアには2つの宗教改革運動の流れがあった。一つはフス派の流れで、彼らはドイツ宗教改革との関係において、徐々にその対応を変化させていく。もう一つは、これまでカトリック教会の支配下にあったボヘミアのドイツ語圏に浸透していったルター派の流れである。15世紀のフス派による宗教改革によって、ボヘミアにはルターの教説を受け入れる基盤があったと言われるが、このような指摘は必ずしも正しくない。宗教改革が始まった頃、フス派のチェコ人とドイツ人カトリック教徒の関係は悪く、当初はルター自身もフスの著作やボヘミア兄弟団の信仰告白を異端視していた。ルターとしては、自身の運動が異端と宣告されたフス派と同一視され、異端の誹りを受けることを恐れていたことが考えられる。しかしルター

³¹⁾ Petr Mafa, 'Constructing and Crossing Confessional Boundaries: The High Nobility and the Reformation of Bohemia' in Howard Louthan, et al., eds., *Diversity and Dissent*, p. 13.

³²⁾ 詳細は、Zdeněk V. David, *Finding the Middle Way* を参照。

³³⁾ Winfried Eberhard, 'Bohemia, Moravia and Austria', in Andrew Pettegree, ed., *The Early Reformation in Europe* (Cambridge, 1992), p. 38.

のフス派に対する態度も 1519 年のライプツィヒ論争の頃には変化し、ルターはカトリック神学者ヨハン・エックとの論争でフスの教説のいくつかをキリスト教的であり福音的であると擁護している。ボヘミア兄弟団の『告白』(*Confessio*)や『弁明論』(*Apologia*)は 1532 年にウィッテンベルクでルターの監督下で出版され、ルター自身前文を書いている。³⁴⁾しかし、フス派の精神を受け継ぐボヘミア兄弟団は、ルター派と交流及び協力をした期間はあったが徐々にルター派からは乖離していき、両派の関係は 17 世紀初頭には敵対的とは言わないまでも徐々にこじれていった。一方ウトラキストは、ドイツ宗教改革運動に対してより同情的であり、16 世紀を通じて彼らの神学的立場はルター派から大きな影響を受けるに至った。³⁵⁾

先述したフェルディナント大公(後の神聖ローマ皇帝フェルディナント 1 世)は 1526 年からボヘミア王を兼ねるが、彼はカトリックとウトラキスト保守派を優遇し、彼らを通じて国の宗教統一を図ろうとする。このような反動的動きに反対するウトラキスト改革派は、ボヘミア貴族の間で徐々に受け入れられるようになり、1543 年の教会会議(Koncil, Synod)では改革派教会連合の創設を視野にボヘミア兄弟団との和解に向けた重要な一歩が記されることとなる。1546 年にドイツにおいて神聖ローマ皇帝カール 5 世とプロテスタント勢力との間で勃発したシュマルカルデン戦争は、ボヘミアにも大きな影響を与えた。ボヘミア貴族の多くは、カール 5 世の弟でボヘミア王に就いたフェルディナントが、ドイツ・プロテスタントに対する戦いに派兵するよう国会の承認なくしてボヘミア貴族に要請したことを問題視し、国王から政治的、宗教的権限を奪還しようとする。更に彼らは、ウトラキストとボヘミア兄弟団を合体して一つの党派を形成しようとする。これは、ウトラキスト左派の貴族や都市、ボヘミア兄弟団の貴族、そしてボヘミア北西部のルター派貴族の共同戦線を設立する動きであったが、彼らは共同戦線を基礎にして宗教的自由を求めて戦った。しかし、国王に対するこのような反乱は最終的に失敗に終わる。失敗には終わったが、各宗派に属する貴族の共同戦線による反乱は、その後 20 年にわたり非カトリック貴族が統一行動をとる基礎を作ったと言えよう。³⁶⁾

ボヘミアにおいて国王に対する新たな反乱は 1618 年に勃発する。このハプスブルク家の統治に対する反乱は 30 年戦争の発端ともなるが、プラハ城でボヘミア王フェルディナント(1619 年以後は神聖ローマ皇帝フェルディナント 2 世)の国王顧問官と書記官を窓から投げ落とした第 2 次窓外投擲事件でも知られる。³⁷⁾翌年 7 月には、ボヘミア、シレジア、上下ラウジッツ、

³⁴⁾ B. Seiffert, *Church Constitution of the Bohemian and Moravian Brethren* (Hatton Garden, 1866), pp. 13-4.

³⁵⁾ Maťa, 'Constructing and Crossing Confessional Boundaries', p. 12.

³⁶⁾ Eberhard, 'Bohemia, Moravia and Austria', pp. 23-48.

³⁷⁾ 第 2 次大戦後、西側陣営とソ連の間で中立政策の可能性を模索したチェコスロヴァキア外相ヤン・マサリクが、1948 年に外務省中庭で転落死したが、自殺説に対して共産主義者による殺害説を唱える側は、この事件を第 3 次プラハ窓外投擲事件と呼ぶ。

モラヴィアの 5 領邦(後に上下オーストリア地域も加わる)によってボヘミア連合 (Böhmische Konföderation, Česká konfederace) が樹立され、連合はハプスブルク家からの独立を目指すこととなる。この頃のボヘミアは、ウトラキストとボヘミア兄弟団にルター派も加えると、非カトリック宗派に属する信徒の占める割合は人口の 90% 近くとなっていた。先述したようにウトラキストはカトリック教会同様公認宗派であったが、兄弟団やルター派に信仰の自由が認められたのは、神聖ローマ皇帝ルドルフ 2 世発布の「1609 年の勅書」によってであった。この時イエズス会はこのような寛容策からボヘミア兄弟団を除外しようとするが、この試みは失敗に終わる。但し、兄弟団は独特な教会紀律を持つとの理由で、他のプロテスタント諸派の中には、兄弟団をこのような寛容策の対象から除外した方が良いと考える者もあった。³⁸⁾ 1618 年の反乱勃発の原因は、この勅書の主旨である信仰の自由や諸身分の特権の保障が侵害される状況に至ったからであった。そして、アウクスブルクの和議から 30 年戦争までの期間のヨーロッパを特徴づける信条主義 (Konfessionalisierung) の波の中で、ボヘミア連合がカトリック、ウトラキスト、兄弟団、ルター派の 4 宗派を公認し、宗派選択権を個人に認めて宗教的寛容を実現させたことは、同じような流れを持つポーランド等他の中・東欧諸国同様、この地域における改革運動がヨーロッパにおいて特異な性格を持っていたことを示している。ボヘミア連合規約には宗教的寛容の他に、立憲主義や諸身分の抵抗権の保障も提唱され、その点でもポーランド等の動きと共通するものがある。即ち、先述のワルシャワ連盟協約の宗教的寛容と、ボヘミアにおける「1609 年の勅書」及び領主や都市による信仰の強制を禁じ個人の宗派選択の自由を認めた 1485 年の「クトナー・ホラの協定」の内容は一致する。「クトナー・ホラの協定」で個人の宗派選択権が認められ一般に浸透していた結果、ボヘミアでは 1555 年のアウクスブルクの和議の「支配者の宗教、その支配地に行わる」の原則が適用されることはなかった。³⁹⁾

すべてがうまく行くとされたボヘミア連合であったが、プファルツ選帝侯フリードリヒ 5 世を新国王に選出しようとしたことが裏目に出て、神聖ローマ皇帝フェルディナント 2 世の逆

³⁸⁾ Ami Bost, *History of the Bohemian and Moravian Brethren* (London, 1848), pp. 99-100.

³⁹⁾ 市川綾野「近世ボヘミアにおける独立の試み—ボヘミア連合の成立背景と実態に関する一考察—」『早稲田大学教育・総合科学学術院 学術研究 (人文科学・社会科学編)』第 60 号 (2012 年 2 月) 239-40、245 頁; Maria Crăciun & Elaine Fulton, eds., *Communities of Devotion: Religious Orders and Society in East Central Europe, 1450-1800* (Farnham, U.K., 2011), p. 6. ポーランド・リトアニアの「黄金の自由」と呼ばれた貴族共和政成立過程と、ボヘミアの反乱からボヘミア連合の形成に至る経過の類似性を指摘し、貴族共和政、宗教的寛容、不適格な国王への抵抗権が中・東欧地域に共通した文化であるとのインゲ・アウエルバッハ (Inge Auerbach) の見解を市野氏はこの論考で紹介している。アウエルバッハの論考は、ポーランド・リトアニア、ボヘミア、ハンガリーからなる同君連合の歴史を持つ所謂「ヤゲロニアン・ヨーロッパ」(Europe Jagellonica) の概念を展開したものであるが、本稿の主旨にも一致する観点である。ところで、異なる宗教や信条を上級君主等から強要された場合に、下級君主 (inferior magistrate) や臣民はどの範囲や条件下でそれに対し抵抗できるかを論じたものを抵抗権思想というのが、西欧における抵抗権思想については、拙稿「The Doctrine of Active Resistance in the Sixteenth Century」『専修大学社会科学研究所月報』、第 575 号 (2011 年 5 月) を参照されたい。

襲に会うことになる。更に、フリードリヒ 5 世がボスニア王に選出されると、プファルツとボヘミアという 2 つの選帝侯位を 1 人の人物が占めるという前代未聞の事態となり、他の選帝侯の警戒感を煽ることとなった。頼みのネーデルラントもボヘミア連合に対して好意的な立場を維持したが、スペイン王国との間で結ばれた休戦協定が満期を迎える 1621 年前にボヘミアを軍事支援してスペイン王国との間に事を構えることは回避しようとしたために、彼等の支援もボヘミア側の期待を裏切るレベルであった。結局、プロテスタント諸国や諸侯からの国際的な連携、支援の獲得にことごとく失敗し、1620 年にプファルツ選帝侯の宰相クリスチャン・フォン・アンハルト率いるボヘミア連合軍がプラハ近郊のピーラー・ホラ（チェコ語で白い山の意）で皇帝軍に大敗して、30 年戦争の第一段階としてのボヘミア・プファルツ戦争は終結する。この戦い以後、ボヘミアにおいて強制的カトリック化や住民のカトリックへの再改宗政策が施行されていったことは言うまでもない。ボヘミアから見れば、これらの措置は外国勢力、即ち隣国オーストリアによる国教の強制であった。換言すれば、1620 年以後のボヘミアの再カトリック化は、ハプスブルク家への政治的隷属が招いた宗教的帰結であった。多くのプロテスタント貴族や都市住民が亡命を余儀なくされ、非カトリック教徒の領地が没収される中で、チェコ民族の自由で輝かしい過去は抹消されたのである。ピーラー・ホラは、200 年続いた信条、宗派のぶつかり合いの最終幕であったとも言えよう。皮肉にも、「穏健な」ウトラキストによって守られたカトリック的な伝統、信条、そして実践は、再カトリック化が現実となる中で、住民のカトリックへの回帰を容易にしたとも考えられる。ヨーロッパの多くの国や地域でプロテスタントティズムへの流れが如何に形成されていったかについては頻りに議論されるが、対抗宗教改革の流れの中でどのように再カトリック化が進められて行ったかとの疑問については、ボヘミアが良い事例を提供してくれる。⁴⁰⁾

一方隣国ハンガリーにおいても、トランシルヴァニア公であったガーボル・ベトレン (Gábor Bethlen) が、王領ハンガリーからハプスブルク家の影響力を排除しようとボヘミア反乱に呼応するかたちで挙兵した。ハンガリーにおいてハプスブルク家の対抗宗教改革に反対してきたプロテスタント信者の支持を受け、一時はスロヴァキアをも支配下に置きピーラー・ホラの戦いにも 8000 人の援軍を送り込むが間に合わず敗北する。フリードリヒ 5 世同様に、ベトレンもプロテスタントティズムへの支持と同じくらいハンガリーでの権力掌握に野心を燃やしていた。⁴¹⁾ ボヘミア連合は樹立後 1 年余りで消滅し、1627 年に発布された「改訂領邦条例」によってボヘミアは再度ハプスブルク家の支配下に入る。この条例によって、フス戦争以来ボヘミアに根づいていた国王選挙制、大きな力を持った議会、議会からの聖職者の排除、宗教的寛容といっ

⁴⁰⁾ Louthan, *Converting Bohemia*, pp. 6-8.

⁴¹⁾ Graeme Murdock, *Beyond Calvin: The Intellectual, Political and Cultural World of Europe's Reformed Churches* (Basingstoke, 2004), pp. 52-3.

た伝統はことごとく破棄されることとなる。ボヘミア議会には再び聖職者が復帰し、議会は国王に服従することによって存続を許されることとなる。⁴²⁾

3. ヨハネス・ア・ラスコの活動と神学

さて、このような中・東欧をめぐる宗教的寛容、貴族共和制、宗教改革の流れの中で、本稿の主人公はどのような活動を行ったのであろうか。ポーランドに生まれ、1560年に同じくポーランドで没したア・ラスコは、人生のかなりの部分をバーゼル、エムデン、ロンドン、フランクフルト等の西ヨーロッパ諸都市で過ごすことになるが、母国のこのようなシュラフタ民主主義と宗教的寛容が彼の神学や活動に果たして影響を及ぼしたかどうかについては吟味する必要がある。ア・ラスコは1499年にポーランド中部のラスコで生まれている。ラスコは、今回の調査旅行でワルシャワからチェンストホヴァへの行程で通った幹線道路からかなり西にあるが、中部農業地帯の真ん中に位置する。ヘルマン・ダルトンによれば、ア・ラスコの実家はイングランドに攻め入ったウィリアム征服王に付き従いヘイスティングスの戦い等で戦功をあげ、後にポーランドに移ってきたようである。ア・ラスコの父は、ラスコを含むシェラツ (Sieradz) 地域の領主 (ヴォイヴォダ)、即ち小貴族であった。ア・ラスコと同名の叔父ヤン・ワスキーはポーランドの首席司教 (Prymas Polski) であるグニェズノ (Gniezno) 大司教に1511年に就任したが、彼は1503年以降ジグムント1世の大法官職 (Kanclerz) の要職をも兼務していた。大法官は大法官府 (Kancelaria) を指揮すると同時に、外交等重要案件で国王に最も身近な立場で助言を与えていた。彼は聖職よりは世俗の役職の中でより大きく母国に貢献したと言えよう。⁴³⁾ このような権力を持つ叔父の下で、ア・ラスコも当然のことながら聖職者の道が運命づけられていたと言えよう。叔父ヤン・ワスキーは、他の二人の甥と一緒にア・ラスコをクラクフに呼び寄せ教育を施している。その後ア・ラスコは、1512年から第5ラテラン公会議に国王の名代として出席する叔父に付き従いローマに到着する。その後ボローニャ、パドヴァの各大学で教会法を学んだ後帰国したア・ラスコは、グニェズノの主任司祭補佐に就いている。ネポティズムの批判もあったようであるが、叔父は甥のために役職に相応しい報酬の他に、ローマ教皇庁にこの任命を承認してもらうためにかなりの出費を行ったと言われる。⁴⁴⁾ 2年後に叙階された後は主任司祭 (Dziekan) となり、ア・ラスコにはカトリック教会において約束された将来

⁴²⁾ 市川綾野「近世ボヘミアにおける独立の試み」250-1; ピエール・ボヌール『チェコスロヴァキア史』白水社、44-50頁。

⁴³⁾ Hermann Dalton, *John a Lasco: His Earlier Life and Labours: A Contribution to the History of the Reformation in Poland, Germany, and England* (London, 1886), pp. 27-8, 34-5.

⁴⁴⁾ *Ibid.*, pp. 82-4.

が待ち受けているかに見えた。

1524年、ア・ラスコは2人の兄達（ヒエロニム Hieronim 及びスタニスラス Stanislas）と一緒にフランス宮廷への使者を務め、その途中バーゼルに立ち寄る。⁴⁵⁾ バーゼル滞在時に強い感銘を受けた彼は、その翌年にはバーゼルに居住してエラスムスの影響を強く受けることとなる。バーゼル居住時のア・ラスコはまだカトリック教徒であったが、カトリック教会の改革が必要であるとするキリスト教人文主義の考えに彼も同意するようになる。バーゼル滞在中ア・ラスコは、ヘブライストであるコンラッド・ペリカン（Konrad Pellikan）やヨハネス・エコランパディウス（Johannes Oecolampadius）といった当代一流の神学者と知り合い、彼らからも短期間に「新しい教え」について多くを吸収したと思われる。エコランパディウスからは、聖餐時におけるキリストの霊的存在の教えを受け、カトリック教会の教義であるミサにおいてパンと葡萄酒がキリストの体に全実体変化するという聖変化（transsubstantiatio）にア・ラスコは疑問を抱くようになったとされる。この頃エラスムスとルターの間には人間の自由意志を巡る論争が始まっていたが、ア・ラスコもこの論争に関心を示している。自由意志が人類の原罪後も存続するとする1524年のエラスムスの『自由意志論』に対して、ルターは翌年『奴隷意志論』を発表して人間の自由意志は罪を犯させるだけと主張しているが、エラスムスと深い交流を持っていたア・ラスコは、この頃ルターの決定論的見解に対し警戒する立場を維持している。⁴⁶⁾ キリスト教世界の一致と平和を希求したエラスムスは、宗教的寛容の基礎を作った人物であるが、寛容の動機は違っても同じような伝統を持つポーランドで育ったア・ラスコがエラスムスに親近感を覚えることは容易に想像できる。後にエラスムスは、宗教改革運動が進出し過ぎたバーゼルを一時離れフライブルクに居を移しているが、これも穏健な改革を目指したエラスムスらしい動きである。一方この時期のア・ラスコの立場は、教会改革に関してエラスムスの人文主義的信条の影響を吹き込まれていたし、聖餐論に関してはエコランパディウスのツヴィングリ派に近い教説を受け入れていたかもしれないが、エラスムス同様自分の主義主張を表に積極的に表現することはなく、カトリック教徒としてポーランドに帰国することとなる。

ポーランドに戻ったア・ラスコは、スイス滞在中にエラスムスやツヴィングリと交流を持ったことから、特にア・ラスコの叔父グニェズノ大司教に敵対するローマ教皇至上主義者

⁴⁵⁾ ア・ラスコの兄スタニスラスは長らくフランス宮廷に滞在し、フランソワ1世の信頼を得ている。フランソワ1世は、現在マドリッド市内ビジャ広場（Plaza de la Villa）に面する建物の一つに、1525年イタリアのパヴィアで神聖ローマ皇帝カール5世（スペイン王カルロス1世）の軍に敗れ不覚にも捕虜となった後一時幽閉されていた。フランソワ1世のイタリア遠征にも加わりパヴィアで敗北を味わったスタニスラスは、ポーランド人として自由の身となった後も、フランソワ1世に従いマドリッドに滞在している。Ibid., pp. 137-8.

⁴⁶⁾ Bonet-Maury, 'John a Lasko and the Reformation in Poland', p. 317.

(Ultramontanist) から疑惑の目で見られることになる。異端の罪のみならず秘密裏に婚姻を済ませていたとの嫌疑をかけられたア・ラスコは、グニェズノ大司教やクラフコ司教に対してカトリック信仰に反する教説を自身は認めていないことを公開の場で誓約している。⁴⁷⁾ しかし彼は、叔父の大司教やその他の司教に対して、漸次的な教会改革の必要性を説くことを忘れなかった。エラスムス同様ア・ラスコも、ローマとの断絶を経ずとも教会改革の実現は可能であるとの穏健な立場を維持していた模様である。この頃のア・ラスコにとって、ローマとの断絶は母国ポーランドとの絶縁と同義であった。⁴⁸⁾ しかし、ルター派を始め宗教改革の動きはグダニスクを筆頭にポーランド各地で見られ、1524年に西南ドイツのシュヴァーベン地方で始まりトーマス・ミュンツァーの反乱で頂点に達したドイツ農民戦争の影響の流入も噂される中で、ポーランド国会が召集されこのような異端分子撃退のための諸策が議論された。ア・ラスコが帰国したのはこの国会の閉会直前であった。しかし、ア・ラスコ帰国後のポーランド教会では、改革の動きが殆ど見られなかった。目立った改革の動きのないポーランド・カトリック教会では、ア・ラスコにとって地道に与えられた職務を全うする以外に選択肢はなかったのかも知れない。エラスムスとの交流も疎遠になっており、1530年にエラスムスがフライブルクから出した書簡でポーランドの知人や友人に関して書かれた部分でも、ア・ラスコに関しては一言も触れられていない。サポヤイ・ヤーノシュ (Szapolyai János) 支持を掲げるア・ラスコに対して、神聖ローマ帝国に気を遣うエラスムスがア・ラスコとの関係の維持に慎重になったのではないかと憶測は絶えない。⁴⁹⁾

サポヤイ家はトランシルヴァニアの豪族 (voivode) であったが、ハンガリー・ボヘミア王であり後継者のいなかったラオシュ 2 世 (II. Lajos) が 1526 年のモハーチ (Mohács) の戦いでオスマン・トルコ軍に敗れ戦死しハンガリー王位が空位となったことから、サポヤイが王位に就こうとしてハプスブルク家のフェルディナント公 (ラオシュ 2 世の義兄) と王位をめぐり対立する。サポヤイは、ハンガリー貴族の多数、特に下級貴族とオスマン帝国のスレイマン 1 世の支持を得るが、フランス王を始め他のヨーロッパ諸国の実質的支持や援助を得ることはできなかった。またラオシュ 2 世の死によって、ハンガリーにおけるヤギェウォ朝の勢力は大きく後退することとなる。⁵⁰⁾ サポヤイがスレイマン 1 世と彼を支える宫廷政府 (帝国政府) ポルテ (Porte) に支援を要請した背景には、ハプスブルク家によるハンガリー侵攻の脅威があった。

⁴⁷⁾ この誓約の文書は、Abraham Kuyper, *Joannis a Lasco opera tam edita quam inedita* (Amsterdam, 1866), ii, 547 を参照。ア・ラスコの生い立ちと教説を好意的に描写するカイパーやダルトンは、ア・ラスコが自分の婚姻に関して虚偽の証言・署名をするはずはないとして、この文書が 1526 年のものと結論づけるが、それに対する反対論も根強い。Basil Hall, *John a Lasco 1499-1560: A Pole in Reformation England* (London, 1971), pp. 17-8, 21-2.

⁴⁸⁾ Dalton, *John a Lasco*, pp. 147-8.

⁴⁹⁾ *Ibid.*, pp.170-1.

⁵⁰⁾ Davies, *God's Playground*, p. 113.

ハプスブルク家は 1550 年代に短期間ハンガリー東部を支配するが、その後もこの地域及びその東に位置するトランシルヴァニアにはオスマン帝国の影響も入り込み、政治的に不安定な状況が継続することとなる。但し、オスマン帝国もこの地域では、彼らがワラキアやモルダヴィアで築いたような支配体制を敷くことはできなかった。一方ハプスブルクの支配は、1600 年にはカトリック教会の対抗宗教改革の動きとも呼応し、1568 年以降トランシルヴァニアを支配した寛容の動き、即ちルター派、反三位一体論者、改革派教会に法的権限を与えようとする流れとは対照的である。1595 年のトランシルヴァニア議会は、宗教に関してはカトリック、ルター派、カルヴィニスト、アリウス派（反三位一体論者）を問わず自由に活動を行うことを保障している。⁵¹⁾ プロテスタント各派がこのような礼拝の自由を行使できたのは、貴族の後ろ盾があったからである。しかし、ハンガリー議会において非カトリック教徒の貴族の数が減少し、トランシルヴァニアにおいても改革派貴族の地方における力が低下するに従って、王領ハンガリーにおけるプロテスタント各派は、カトリック貴族や僧侶の妨害に直面して益々困難な状況に置かれることとなった。⁵²⁾

モハーチの戦いでラオシュ 2 世の他に多数の司教や貴族、兵士が死亡したことは、ハンガリー国内への宗教改革の浸透には都合が良かった。ドイツ系住民居住地域以外でも宗教改革を支持する貴族は増えていったのである。彼らは既存の地元学校を改革し改革派牧師を招聘した他に、地域の有能な青年がウィッテンベルクや他のヨーロッパの大学で勉学できるよう資金援助を行った。⁵³⁾ そしてモハーチの戦い後のハンガリー王位継承闘争は、叔父の庇護の下これまでカトリック教会の出世街道を走ってきたア・ラスコの運命をも大きく変えることとなる。ア・ラスコの兄で外交官であったヒエロニム（英語では Jerome と表記）・ワスキーは、ハンガリー王位継承問題で、ハプスブルク家支持の主君ポーランド王ジグムント 1 世の意向に反してサポヤイの支援にまわり、神聖ローマ帝国とローマ教皇の不信を買うこととなる。ヒエロニムが主君に逆らってまでサポヤイを支持した背景には、フランス王フランシス 1 世によって設置された複雑な反ハプスブルク網の存在があったと考えられる。ヒエロニムはパリに行きフランスの支持を取り付けるが、彼がハンガリーに帰国するとサポヤイはフェルディナントに敗れトランシルヴァニアに退いていた。その後ヒエロニムはサポヤイがオスマン帝国の封臣になる手配をし、オスマンの力を背景にフェルディナントに勝利する。ハプスブルク帝都ウィーンは占拠できな

⁵¹⁾ Graeme Murdock, “Freely Elected in Fear”: Princely Elections and Political Power in Early Modern Transylvania’, *Journal of Early Modern History*, vol. 7, issue 3-4 (2003), pp. 218-9.

⁵²⁾ Graeme Murdock, ‘Responses to Habsburg Persecution of Protestants in Seventeenth-Century Hungary’, *Austrian History Yearbook*, 40 (2009), pp. 38-9.

⁵³⁾ David P. Daniel, ‘Calvinism in Hungary: the theological and ecclesiastical transition to the Reformation faith’ in Andrew Pettegree, Alastair Duke and Gillian Lewis, eds., *Calvinism in Europe 1540-1620* (Cambridge, 1994), pp. 210-11.

かったが、サボヤイはトルコ軍の庇護の下ハンガリーへの復帰を果たし、震え上がったハンガリーは彼を受け入れる。フェルディナント支持派は勢力を失い西部諸県を支配するのみとなった。1529年のスレイマンによる第1次ウィーン包囲はこの頃であり、その後ハンガリーはオスマンの勢力下にとどまることとなる。⁵⁴⁾ ア・ラスコも一時サボヤイからハンガリー国内のヴェスプレーム (Veszprém) 司教の座を提供されたが、サボヤイが破門の憂き目にあつたため実現することはなかった。⁵⁵⁾ ヒエロニムはその後サボヤイとの関係を終焉させ、その結果サボヤイによって逮捕、監禁されたり、次にはこれまでの敵フェルディナントと連携したりと優柔不断な態度を取り続けた。ヒエロニムの2人の兄弟たちも彼の行動に翻弄させられることとなる。同じ兄弟でもヒエロニムは、フランソワ1世に忠実に従って幽閉先のマドリッドまで出かけて行ったスタニスラスや、この後宗教改革者として一途に宗教改革の道をひた走る本稿の主人公ア・ラスコとは大きな違いを見せる。更に外交官ヒエロニムの奔放とも言える外交活動は、叔父の大司教ヤン・ワスキーの輝かしい人生さえをも破滅に追い込むこととなる。甥ヒエロニムに対する身内びいきによって、ヤンは結局自分の主君の意に反してハンガリー王としてサボヤイを推すことになり、そのことで彼はローマ教皇クレメンス7世から破門宣告を受け、1531年に失意のうちに急逝したと伝えられている。⁵⁶⁾

このような厳しい状況下、ア・ラスコは逃げ出すことなくグニェズノで主任司祭の仕事を落ち度なくこなす一方で、出世階段を昇る教会政治の世界に身を埋めるよりはパーゼル滞在中に触れた神の真理の探究に徐々に傾斜していくこととなる。1536年頃には、ア・ラスコが祖国を離れウィッテンベルクのルターとメランヒトンを訪れたとの噂が立つ。ポーランドの人文主義者で神学者でもあったモジェフスキ (Andrzej Frycz Modrzewski) が、ア・ラスコに宛てた手紙の中で噂の存在に言及しているが、十分に考えられることである。⁵⁷⁾ その間もア・ラスコは新しく聖職禄を授かり、ポーランドのカトリック教会内でも仕事ぶりは評価されていた形跡がある。グニェズノ首席司祭 (Proboszcz) や1538年にワルシャワ司教区の助祭長に叙任されたことも、ア・ラスコに対する評価の高さを物語る。またア・ラスコは、亡くなった叔父の政敵

⁵⁴⁾ Stephen Sisa, *The Spirit of Hungary: A Panorama of Hungarian History and Culture* (Morristown, 1990 3rd edition) 及びバムレーニ・エルヴィン編『ハンガリー史』田代文雄・鹿島正裕共訳、恒文社、158-9頁を参照。

⁵⁵⁾ Dirk W. Rodgers, *John à Lasco in England* (New York, 1994), p. 2.

⁵⁶⁾ ヒエロニム及びア・ラスコのハンガリー王位継承闘争における活動の概要については、Henning P. Jürgens, *Johannes a Lasco in Ostfriesland: Der Werdegang eines europäischen Reformators* (Tübingen, 2002), pp. 93-125 を参照。

⁵⁷⁾ Dalton, *John a Lasco*, pp. 179-81. モジェフスキはグニェズノ大司教ワスキーに仕えたが、カルヴァン派に傾倒し異端の嫌疑をかけられる可能性があった。ア・ラスコがメランヒトンとライプツィヒで会合したことについては、メランヒトンからヨアヒム・カメラリウス (Joachim Camerarius) への1537年5月1日付書簡の中でも触れられている。カメラリウスは、アウクスブルク信仰告白の起草でメランヒトンを助けた人物である。Carolus Gottlieb Bretschneider, hrsg., *Corpus Reformatorum*, vol. 3 (New York & London, 1836), p. 359 (no. 1570).



写真4 ジグムント1世が建設を命じたクラクフのヴァヴェル城旧王宮中庭は、ボナ・スフォルツァの影響でルネッサンス様式で建設

であったクヤヴィア司教マティアス・ジェヴィツキ (Matthias Drzewicki) が大司教に選出されたことをジェヴィツキに報告し且つ交渉する重責を果たしている。ジェヴィツキは、かつてア・ラスコの叔父グニェズノ大司教に抗議の訓戒を出すべくジグムント1世の2番目の妃であったボナ・スフォルツァ (Bona Sforza) の力を借りようとした一団に属していた。ア・ラスコにとっては憎き政敵に値する相手のはずであったが、交渉は平和裏に進みア・ラスコの評価を上げている。⁵⁸⁾

1538年、ア・ラスコにクヤヴィア司教職を与える話があったが、彼はすべての聖職を辞し、国王ジグムント1世の許可を得てポーランドを離れる。彼はライプツィヒでメランヒトンに会った後、ツヴィングリ派神学を受け入れていたフランクフルトに向かっている。フランクフルトでア・ラスコは、彼の生涯の親友となるアルベルト・ハルデンベルク (Albert Hardenberg) に会い、2人はマインツ、ルーヴェンに移り住むが、ルーヴェンでア・ラスコは将来の伴侶に恵まれ翌1540年に彼女と結婚をしている。ア・ラスコの結婚は彼がプロテスタンティズムに

⁵⁸⁾ Dalton, *John a Lasco*, pp. 177-8. ジグムント1世がミラノ公国から娶ったボナ・スフォルツァは、改革派に厳しい対応をしたと伝えられるが、彼女の存在は、1540年代に母国での迫害から逃れた多くのイタリア人文主義者や反三位一体論者がポーランドに安住の地を求める切っ掛けになったと言われる。ファン・デ・ヴァルデスの影響を受けた者も多く、バルデス派福音主義の代表者ベルナルディーノ・オキーノも最終的にポーランドに到着している。Diarmaid MacCulloch, *Reformation: Europe's House Divided 1490-1700* (London, 2003), pp. 261-2 及び拙稿「シチリアとナポリにおける異端審問制度とコンベルソ問題」『専修大学人文科学研究所月報』第266号、87-9を参照。またボナ・スフォルツァはイタリアから連れてきた建築家を使ってヴァヴェル城の中庭をルネッサンス様式で建てている。

改心した明確な証拠である。ア・ラスコの神学が、穏健なエラスムス流人文主義から、エコランパディウスのプロテスタンティズム、そしてより急進的なツヴィングリ派神学の受け入れに、いつ、どのような過程を経て進んでいったのか確固とした証拠はない。1540年になるとア・ラスコは、現在のドイツ・ニーダーザクセン州の一部である東フリースラントの町エムデン（Emden）に移り住み、そこに49年までの9年間居住して宗教改革運動に従事する。エムデンでア・ラスコは、ルター派やカルヴァン派の教説に基づいて説教を行ったのではなく、独立した立場から聖書に基づき彼自身の信仰告白や教会政治のシステムを作り上げていった。彼の教義はエラスムスとツヴィングリの影響下で形成されたと言われており、1544年に作成された彼の死後上梓された「東フリースラントの教会教義」でその全容をうかがい知ることができるが、ルターやカルヴァンの教説からは独立したものになっている。例えば、「信仰による義」というルターの中心的教説についても、ア・ラスコは信仰のみならず行いが伴ってこそ有効であるとの考えを持つ。また、幼児洗礼は認めつつも、教会から再洗礼派を排除するに十分なだけの重要性は持ちえないとしてツヴィングリのチューリッヒ教会とは一線を画す。ポーランドでの寛容論の伝統が引き継がれているようにも感じられる。彼の聖餐に関する考えは、キリストの死を記念する聖餐という考えを維持しつつ、陪餐のパンと葡萄酒を食することは、キリストの肉と血にあずかることと同一であるとしている。ルター派の共存説は否定しつつ、ツヴィングリの象徴説よりは若干聖餐の効用を考慮する立場（true presence）を維持し、Sursum corda 論を基礎としたカルヴァンの霊的臨在説に近い。⁵⁹⁾

1542年ア・ラスコは、東フリースラントを支配するオルデンブルク伯アンナ（Anna von Oldenburg）からエムデン領邦教会の総監督（Superintendent）に迎えらる。⁶⁰⁾ 夫を失い摂政として施政に携わったアンナは、各宗派間のバランスを取って彼らの共存を模索する宗教的寛容策を標榜していたが、この頃エムデンの教会は、カトリックのフランシスコ会、再洗礼派、そしてルター派の諸活動により混乱状態にあった。アンナの寛容策が教会紀律の乏しい教派の

⁵⁹⁾ ア・ラスコのこのような聖餐論については、彼がエムデン在住の1546年にプリンガーとペリカン宛に送った書簡で確認できる。George Cornelius Gorham, ed., *Gleanings of a Few Scattered Ears, during the Period of the Reformation in England and of the Times Immediately Succeeding AD 1533 to 1588* (Cambridge, 1857), pp. 32-3. 信仰と聖霊の働きを強調することで、聖餐時におけるキリストとの真の交わりと sacrament の効能（efficacy）を保証した true presence 論は、右はビューツァーから左はア・ラスコやエコランパディウスまで幅広い改革派の陣容を抱え込むが、聖餐論におけるプロテスタント統一の試みでは鍵となる教理であったと言えよう。この教理は、カルヴァンとチューリッヒのプリンガーが承認した1549年の「チューリッヒの合意」（Consensus Tigurinus）に最もよく表現されているが、聖餐論は微妙なバランスの上に合意されているためその後も上記神学者達の間でやり取りや調整があった。Basil Hall, 'Martin Bucer in England' in D.F. Wright, ed., *Martin Bucer: Reforming Church and Community* (Cambridge, 1994), p. 152.

⁶⁰⁾ 総監督の職務は、宗教改革後北ドイツやスカンディナヴィアで司教の代わりに設置されたもので、1529年の伯爵領教会規則（Landesherrliche Kirchenordnungen für die ganze Grafschaft）によって東フリースラントに導入され、その後リューネブルク規則（Lüneburger Ordnung）で再確認されている。Rodgers, *John à Lasco in England*, p. 86.

割拠状態を作り出したとも言えるが、ポーランドやハンガリーでも教会政治に携わったア・ラスコには総監督は打ってつけの役職であった。彼はツヴィングリ、エコランパディウス流の教会政治をエムデンに持ち込み、更にこの後イングランドにおいても総監督としてロンドン外国人教会の教会政治に腕を振ることになる。1543年の段階ではドイツのリューネブルク規則がエムデンにおいて法的効力を保っており、ア・ラスコもこの規則を一旦受け入れている。このような状況下で改革派の教会規則をエムデンに根付かせることは、当初から困難を極めたはずである。⁶¹⁾ 彼はハンガリーとポーランドにおいてほぼ司教の座を手に入れ、叔父のワスキー大司教やキングメーカーとして活躍した兄ヒエロニムの影響も受け、教会政治に関与するにあたりあらゆる素養と経験を身に着けていたと思われる。

穏やかに夜間のうちに事を進めるようにとのアンナの条件はあったが、まずア・ラスコはフランシスコ会の会堂から聖像を除去することに成功する。説教者というよりは教会政治の分野での能力に長けたア・ラスコが次に行った改革は、聖職者と4人の信徒代表で構成される教区司法機関たる宗務局 (Konsistorium, consistory) を創設することで、この機関は市民の慣習や行動を監督し、必要とあれば矯正と警告を行い、それに従わない場合は破門を行う権限を持っていた。このような組織は、再洗礼派の「無秩序」に対応しようとしたもので、ア・ラスコはスイス改革派教会と同様に、聖職者のみならず特に信徒の教会統治への参加を重要視していた。⁶²⁾ 但し、ア・ラスコにとって教会紀律 (Kirchenzucht) と司牧 (Seelsorge) は互いに密接に関連しており、警告等厳しい対処と並行して違反者に対する鼓舞や慰めの必要も認識されていた。⁶³⁾ そしてこのような教会紀律は、総監督や彼の同僚牧師の教会巡察 (visitation) によってエムデン全域で維持されていた。それぞれの教会は独立した組織を持ち、他の教会とは総監督を通じて関係を維持した。宗務局はコミュニティの道徳の維持、風紀取り締まりを主たる任務としたが、エムデン教会の場合、その他にも教会外でギルドに対する助言、食糧不足等緊急時の援助、市当局と協力して地区の学校の管理統率にも関与した。⁶⁴⁾ 更に夏の期間には毎週フリース

⁶¹⁾ Richard Kruske, *Johannes a Lasco und der Sacramentsstreit* (Leipzig, 1901), pp. 53-4. 一方、直接的影響までは主張していないが、ア・ラスコの *Forma ac Ratio* とリューネブルク規則の類似性を指摘する論考もある。Anneliese Sprengler-Ruppenthal, *Mysterium und Riten nach der Londoner Kirchenordnung der Niederländer* (Köln, 1967). リューネブルクを始め東フリースラントで教会規則が急速に整備されるのは16世紀後半になってからである。Emil Sehling, hrsg., *Die evangelischen Kirchenordnungen des XVI. Jahrhunderts* (Tübingen, 1955&1957), Bd. 6.

⁶²⁾ 再洗礼派は、教会論以外の分野では明確な組織神学体系を構築できていなかった。彼らは、兄弟と称する信徒間の繋がりに基づく会衆、所謂 *Gemeinde* を基礎とした「目に見える教会」(Visible Church) を標榜し、市政府や領邦国家の基盤の上に教会政治が行われる *Magisterial Reformation* に反対した。Robert Friedmann, *The Theology of Anabaptism* (Scottsdale, PA, 1973), pp. 22-3, 116-7.

⁶³⁾ Judith Becker, 'Kirchenzucht als Seelsorge: Johannes a Lascos *Forma ac ratio* (1555) und Robert le Maçons Kirchenordnung für die Französische Fremdeingemeinde London (1578)', *Zwingliana XXXV* (2008), p. 117; Jürgens, *Johannes a Lasco in Ostfriesland*, pp. 304-11.

⁶⁴⁾ Andrew Pettegree, *Emden and the Dutch Revolt: Exile and the development of Reformed Protestantism* (Oxford, 1992), pp. 47-8. このように見るとエムデンの宗務局の職務は、婚姻裁判所

ラント中の聖職者が集まり、教義問題や教会紀律、聖職者の補充等について話し合うコエトゥス (coetus) と呼ばれる教会会議が 1544 年に降召集された。このような教会会議はジュネーヴの教会やチューリッヒ教会においても実施されていたが、復活祭から聖ミカエル祭の間の毎週月曜日午前集まった聖職者達は、夏の会期を通じての議長と書記を自分たちの中から選ぶと、祈りでもって会議は開始された。コエトゥスは常に開催されていたわけではなく、日々の教会案件は宗務局で対応された。⁶⁵⁾ 更にア・ラスコは、総監督としてカトリック教徒はもとより、心靈主義のダフィット・ヨリス (David Joris) や平和主義のメンノー・シモンズ (Menno Simons) 率いる再洗礼派とも神学議論を重ね、スイス改革派に近い彼の立場を強化していった。⁶⁶⁾ この頃エムデンには、再洗礼派としてバーテンブルク (Jan van Batenburg) 率いる急進派セクトとシモンズが指導する穏健なメンノー派 (メノナイト、Mennonite) が存在していた。バーテンブルク派は、ヨーロッパを恐怖に陥れたミュンスターの反乱につながるセクトで、再洗礼派の中でも最も過激な武闘派 (zwaardgeester) 組織であった。

ア・ラスコはメンノー・シモンズと神学論争を行って、キリストにおける顕現 (Incarnation) 等シモンズ率いるメンノー派との神学上の考えの相違がいくつかあることを明確にしたが、1544 年にオルデンプルク伯アンナがすべての再洗礼派信徒の追放を決めた時には、穏健派の中でシモンズ等指導者以外の信徒に対しては寛容策を取るようにアンナに進言している。⁶⁷⁾ その後 1548 年に神聖ローマ皇帝カール 5 世が東フリースラントにも受け入れを迫った「アウクスブルク暫定協定」(Augsburger Interim) にオルデンプルク伯アンナが翌年同意したことによって、改革派神学を基盤として教会改革を行ってきたエムデンは窮地に追い込まれることになる。シマルカルデン戦争でのプロテスタント諸侯の敗北によって強制された「暫定協定」には、多分にカトリック神学の「誤謬」が内包されていたことから、その受け入れを拒否したア・ラス

(Ehegericht) や道徳・風紀取り締まり裁判所 (Sittengericht) の役割を担ったスイス改革派教会の宗務局と比べ、その守備範囲が若干広いように感じられる。例えばジュネーヴでは、風紀規則でもある教会規則 (Ordonnances ecclésiastiques) の実施機関として宗務局 (consistoire、教会裁判所とも訳される) の影響力は大きく、住民の行動チェック機関として social control の権限を持っていたが、風紀取り締まり以外の権限や活動は限られていた。詳細は、拙稿「チューリッヒ婚姻裁判所規則とジュネーヴ教会裁判所」『専修大学社会科学研究所月報』No. 443 (2000. 5.20) を参照されたい。

⁶⁵⁾ Hermann Dalton, *Johannes a Lasco: Beitrag zur Reformationsgeschichte Polens, Deutschlands und Englands* (Nieuwkoop, 1970), pp. 250-1; Hall, *John á Lasco 1499-1560*, pp. 23-4; Judith Becker, *Gemeindeordnung und Kirchenzucht: Johannes a Lascos Kirchenordnung für London (1555) und die reformierte Konfessionsbildung* (Leiden & Boston, 2007), pp. 24-5.

⁶⁶⁾ Bonet-Maury, 'John a Lasko and the Reformation in Poland', pp. 319-22. また、石坂昭雄「プファルツ選帝侯国 (ライン・プファルツ) におけるネーデルラント系カルヴァン派亡命者コロニーの形成とその経済活動 (1562-1622): ドイツにおける改革派領邦国家とネーデルラント系来住者 (1)」『北大経済学研究』39 (1): 40-69 (1986 年 6 月) には、ア・ラスコのエムデンでの活動に若干言及がある。更に同著者による「ヴェストプロイセンにおけるネーデルラント系メンノー派コロニーの形成とその経済活動 (1525-1772)」、『北大経済学研究』34(4): 33-53 (1985 年 3 月) も参照。

⁶⁷⁾ J.C. Wenger, ed., *The Complete Writings of Menno Simons c. 1496-1561* (Scottsdale, 1956), pp. 19-20.

コは、総監督の職を辞して彼と信徒のために新たな亡命先を探すことになる。その頃イングランドはエドワード6世と克蘭マー大主教を中心に完全なプロテスタント改革に向けて大きく舵を切ろうとしており、大陸の有力な宗教改革者達を招聘しようとしていた。ケンブリッジで改革に参加したストラズブルの宗教改革指導者マルティン・ビューツァーや、オックスフォードに向かったイタリア人神学者ペトルス・マター・ヴァミーリはその代表例であるが、ア・ラスコやメランヒトンに対しても克蘭マーは、1548年以前から盛んに誘いの手を差しのべていた。⁶⁸⁾ ア・ラスコを含め多くの神学者をイングランドに招聘しようとする克蘭マーには、ヨーロッパのすべてのプロテスタント教会間の同盟を目指す構想があった。当時ロンドンやテムズ川対岸のサザークでは、フランスとオランダからだけで約3000人のプロテスタント亡命者がおり、その他にイタリアやスペインからの亡命者も存在した。

ア・ラスコの人生で、イングランド滞在期が宗教改革者としては最も成果があり、事実彼の最も重要な著作 *Forma ac Ratio* は、イングランドでの外国人教会運営の経験を基にして作成された教会規則である。イングランド滞在中にその殆どを書き上げ、後日1555年にフランクフルトで出版されている。⁶⁹⁾ 教会問答集 (*Katechismus*) とともに教会紀律と規則を整理したこの著書は、信徒に改革派の教えを教示するには重要な指南書であった。エラスムス主義の伝統を守って信徒教育に精力を傾けたア・ラスコらしい著作である。1550年夏にア・ラスコは、エドワード6世よりイングランドでの居住許可が与えられ、更にドイツ人(オランダ人、ベルギー人を含む)とフランス人移住者のための外国人教会としてオースティン・フライアーズ教会の使用が国王特許状 (*Royal Charter*) によって認められている。彼にはこの教会の総監督として、説教、礼拝、教会紀律等を自由に行う権限が与えられ、外国人教会は事実上1549年統一令の規定を免除された。このことは、ロンドンの真ん中で、ロンドン司教の管轄から切り離された言わば飛び地的な礼拝の場と教会政治の領域が与えられたに等しい。総監督や会衆によって選ばれた牧師たちは国王個人によって承認されたが、イングランド国教会制度に例外を作るものであり、外国人教会に対する政府の大きな譲歩であったことから、ロンドン主教ニコラス・リドリー等の反発を招いた。リドリーや他の主教は、外国人教会に対して少なくとも1549

⁶⁸⁾ ア・ラスコの招聘に関しては Hastings Robinson, ed., *Original Letters Relative to the English Reformation* (Cambridge, 1847), vol. 1, pp. 16-18 (Archbishop Cranmer to John a Lasco) を参照。

⁶⁹⁾ *Forma ac Ratio tota ecclesiastici Ministerii, in peregrinorum potissimum, vero Germanorum Ecclesia: institute Londini...* (英訳すると All the form and manner of the ecclesiastical ministry in the Church of the Strangers formed at London)。この書の1556年版の前文はポーランド王に献呈されている。神学と言うよりは教会規則に比重を置きつつも、この書はカルヴァンの主著『キリスト教綱領』と並んでヨーロッパの改革派教会を代表する著書となった。Diarmaid MacCulloch, 'The importance of Jan Laski' in Christoph Strohm, hrsg., *Johannes a Lasco (1499-1560): Polnischer Baron, Humanist und europäischer Reformator* (Tübingen, 2000), p.331. *Forma ac Ratio* の解説書としては、Michael S. Springer, *Restoring Christ's Church: John a Lasco and the Forma ac ratio* (Aldershot, 2007) を参照されたい。

年の第一次一般祈祷書(The First Book of Common Prayer)の使用を義務付けようとしたが、この試みは枢密院によって斥けられた。このような治外法権的教会の設置をロンドンの真ん中に許した背景には諸説あるが、一つは既にロンドンにはオランダ人やフランス人の亡命者の教会があり、それらはイングランドの教区教会から独立した存在であり、これらに公的な承認を与えることで一種の管理体制を実現しようとしたことが挙げられる。これにより、外国人教会に再洗礼派や反三位一体論者等の異端的教派が蔓延することを防ぐことが出来ると考えられた。ア・ラスコ流の教理問答書、教会紀律、そして *prophecy* と呼ばれた学習集会は、外国人教会に秩序と紀律を維持させるには最適であった。そして、更なる改革を望む若き国王エドワード 6 世と克蘭マー大主教は、ロンドン中心部にある外国人教会の改革運動によって、他のイングランド教区教会が改革に目覚めることをも期待していた。即ち、ア・ラスコ達にはより急進的改革のペースメーカー的役割を担うことが求められていた可能性が高い。また、経済上の事情が枢密院によるこのような決断の背景にあったとも考えられる。織工、たる製造職人、仕立て業者、印刷業等、亡命プロテスタント外国人には手に技術を持った者も多く、彼らや交易商人をイングランドに引き寄せるためにも、秩序を維持しつつ自由な礼拝が許される外国人教会の設置は必須の措置であった。⁷⁰⁾

イングランド教会改革の先導役を担ったア・ラスコであったが、一部の事案に関しては克蘭マーを含めたイングランド国教会の意向と対立することとなる。その一つは祭服論争(Vestiarian controversy)であり、ア・ラスコはカトリック教会時代を彷彿させる祭服の使用に強硬に反対するグロスター主教ジョン・フーパー(John Hooper)を外国人神学者の中でただ一人支持し、イングランド教会の改革の遅れを非難して国教会関係者を困惑させる。⁷¹⁾ 聖餐論ではビューツァーやヴァミーリと同じく *true presence* 論で一致したが、祭服論争でのア・ラスコのラディカルな言動は、外国人神学者の中で突出していた。ア・ラスコは、祭服はアディアフォラ(*adiaphora*)の領域に属するものではないと断じてフーパー支持に回ったが、反フーパーの急先鋒はロンドン主教リドリーであった。リドリーにとっては自分が統括するロンドン主教区で治外法権的地位を認められた外国人教会の件もあって、ア・ラスコに対しては簡単に

⁷⁰⁾ Rodgers, *John à Lasco in England*, pp. 30-2. 外国人教会で開催された *prophecy* は、教義に関する亡命者間の一致を維持するために毎週木曜日に召集された学習集会で、議論の内容については前もってコエトゥスで審議・承認され、聖職者、一般信徒を問わず、異端的傾向は聖書に基づいて公の場でその誤りが指摘された。Ibid., pp. 66-7. イングランド国教会でもエリザベス 1 世期に *Prophesying* と呼ばれた学習集会があった。*prophesying* について、更に *prophesying* とチューリッヒ教会の *Prophezei* との関係については、拙稿「*Prophezei* と *prophesying*—16 世紀イングランド国教会の教育改革—」『専修人文論集』第 66 号(2000 年 3 月)を参照されたい。ロンドン外国人教会と外国人技術者については、Andrew Pettegree, *Foreign Protestant Communities in Sixteenth-Century London* (Oxford, 1986), pp. 77-112 に詳細がある。

⁷¹⁾ Robinson, ed., *Original Letters*, I, 91. ア・ラスコは祭服問題における自分の論理を、エドワード 6 世宛書簡で展開している。John Strype, *Ecclesiastical Memorials, Relating Chiefly to Religion, and the Reformation of it* (Oxford, 1822), II, ii, 34-6.

は譲れない面があったものと思われる。更に、急進改革論者ジョン・ノックスが 1552 年の第 2 次一般祈祷書の中にある聖餐時における跪きの規定に異論を唱え、妥協の結果生まれた所謂 **Black Rubric** の一般祈祷書への挿入の背後にはア・ラスコがいたと言われている。**Black Rubric** は第 2 次一般祈祷書の中の **Order for administration of the Lord's Supper** の最後に、跪きは聖体を崇敬するものではないとの説明をわざわざ挿入したもので、聖餐時の跪きのように聖書に明示されていない事柄を行うことは反聖書的であり神の意志に反するとするツヴィングリの聖書解釈論を想起させる。⁷²⁾ ア・ラスコは外国人神学者の中では神学思想において最もツヴィングリに近いと考えられ、聖餐論ではクランマーやヴァミーリ等の **true presence** 論に合意したが、ア・ラスコ神学の中心を占める礼拝規則や礼拝秩序に直接関係する祭服と跪きについては改革派路線を堅持した。ア・ラスコの教会規則は、イングランド教会よりもオランダの改革派教会で広く受け入れたと考えられる。イングランドでは、ア・ラスコの教会規則そのものよりは、祭服論争で見られた彼の執拗なロビー活動に焦点が集まってしまった。エリザベス 1 世の時代になってプロテスタント教会が復活しても、外国人教会の権限は大きく削減されたが、その理由としてはエドワード 6 世期のこのような経験が影響した可能性もある。⁷³⁾

エドワード 6 世期に枢密院によってア・ラスコが厚遇を受けた背景には、外国人がイングランドにもたらす生産と交易における価値の他に、ヨーロッパでのプロテスタンティズム防衛外交においてア・ラスコの協力が枢密院が期待をかけていたことがある。イングランドは北ドイツのプロテスタント諸侯や都市との間に防衛同盟を結ぶ可能性を模索していたが、ア・ラスコはこのような外交に深く関わっていたと思われる。⁷⁴⁾ しかしこれらの努力も、1553 年のエドワード 6 世の早すぎる死とカトリックへの復帰を願うメアリーの女王即位の結果水泡に帰す。メアリー統治下での迫害を予見したア・ラスコは、外国人教会の信徒とともに大陸に戻るが、祭服論争でも垣間見えた彼の頑固さと論争癖はカルヴァンにさえ煙たがられたと伝えられており、デンマークや北ドイツの諸都市も彼らの受け入れについて消極的であった。結局再度エムデンに帰ったア・ラスコは、ルター派に譲歩したとして親友のハルデンベルクを叱責するという事態を招いている。しかし、ロンドンから戻ったア・ラスコと彼の外国人教会の信徒達は、エムデンにおいてロンドンでの経験と方法に基づいて改革派教会を運営し現地に大きな影響を与えたことも事実である。⁷⁵⁾ エムデンは亡命者にとっては改革プロパガンダの発信地としての

⁷²⁾ 拙稿「ペトルス・マター・ヴァミーリの活動と神学 ―亡命の宗教改革者―」『専修大学人文科学研究月報』第 191 号、15 頁。

⁷³⁾ Pettegree, *Foreign Protestant Communities in Sixteenth-Century London*, p. 76.

⁷⁴⁾ ロンドンの Public Record Office (PRO) には Articles of the credence of the messenger from the Princes of Germany と題する文書が保管されているが、これを見ると北ドイツとの同盟関係設立にア・ラスコが中心的役割を果たしていたことがわかる。PRO SP 68, 5, fos. 161-6 (October, 1550).

⁷⁵⁾ Pettegree, *Emden and the Dutch Revolt*, pp. 37-40.

役割をも担い、港町としてロンドンやライン溪谷にアクセスが比較的容易であったこともあって、ファン・デア・エルヴェ (Egidius van der Erve) 等の印刷業者が頻繁にプロテスタント書籍を作っていた。⁷⁶⁾ また、影響力においてカルヴァンやプリンガーの域には達しないものの、ア・ラスコは著書 *Forma ac Ratio* とロンドン及びエムデンでの外国人教会運営によって、或いは他のヨーロッパ諸国に及ぼした彼の影響も相まって、ヨーロッパの宗教改革者としての地位を固めたと評されている。⁷⁷⁾

ア・ラスコはその後 1556 年に国王ジグムント 2 世によりポーランドに呼び寄せられると、南ポーランドにおいて改革派教会を指導した。更にルター派やボヘミア兄弟団と改革派教会の間で同盟関係を成立させるべく努力し、総監督の権限強化に努める。バージル・ホールが主張するように、ルター派やボスニア兄弟団との教会同盟は失敗し、ポーランド教会は貴族に支配され彼らの財政援助に依存する教会となり、更には急進的的改革論も浮上する中で、晩年のア・ラスコはエムデンやロンドンで見た教会統治の力を発揮することが出来なかった可能性がある。一方、帰国したア・ラスコは、しばしば教会会議 (Synod) を開催し、ポーランド改革派教会の信仰告白と礼拝規則を作成し、ルター派と兄弟団を含めた同盟関係樹立に成果を上げたとの見方もある。いずれにせよ、ア・ラスコはポーランドに適合した改革路線を提案したようで、エムデンのような一都市やロンドン外国人教会という小さな集団での改革を、ポーランドという国家の宗教改革にそのまま適用するようなことはなかった。⁷⁸⁾ 見方によっては、1549 年 5 月にカルヴァンが『ヘブル書注解』をジグムント 2 世アウグストに献じて以降、16 世紀後半はスイス改革派神学及び教会規則のポーランドへの浸透にとって千載一遇の機会であり、カルヴァンを始め改革派神学者が当地での教会会議への招聘に応じるなどもう少し適切な反応を示していれば、ポーランドにも改革派教会が根付き発展する可能性は十分にあった。カルヴァンは国王や一部有力者に対し書簡でもって改革を迫るが、結局プロテスタント宗教改革に理解を示しながらも、ローマ教皇や地元司教との関係断絶に踏み込めなかったジグムント 2 世の下で大胆な改革が実現することはなかった。⁷⁹⁾ 改革派グループが一致を見出せない中で、ア・ラ

⁷⁶⁾ Christina Hallowell Garrett, *The Marian Exiles: A Study in the Origins of Elizabethan Puritanism* (Cambridge, 1966 reprint), p.49-50.

⁷⁷⁾ Strohm, hrsg., *Johannes a Lasco (1499-1560)*. この書は、ア・ラスコの生誕 500 年を記念してエムデンのヨハネス・ア・ラスコ図書館 (Johannes a Lasco Bibliothek) で開催された研究集会での発表を集め編纂された論文集である。図書館の詳細は Uwe Roeder, *Johannes a Lasco Bibliothek Grosse Kirche Emden* (Lindenberg, 2001) を参照。

⁷⁸⁾ Hall, *John a Lasco 1499-1560*, pp. 33-4; Bonet-Maury, 'John a Lasco and the Reformation in Poland', pp. 324-6. この時期の教会会議の内容に関しては、Hermann Dalton, hrsg., *Beiträge zur Geschichte der Evangelischen Kirche in Russland* (Berlin, 1898) の第 3 巻 *Lasciana nebst den ältesten evang. Synodalprotokollen Polens 1555-61* に記載がある。

⁷⁹⁾ カルヴァンのジグムント 2 世への 1554 年 12 月 9 日付書簡は、*Calvini Opera*, XV, no. 2057 を参照。たとえカルヴァンがポーランド訪問を望んだとしても、ジュネーヴ市当局の承認を得ることは困難であったと考えられる。

スコの改革も、エムデンやロンドンでの経験とは違った穏健なエラスムス主義的な改革に終わったとの印象も残る。⁸⁰⁾

ア・ラスコは 1560 年 1 月にピンチュフで死去するが、その後反三位一体論の影響を強く受けたポーランド兄弟団は不参加であったが、紆余曲折を経て 1570 年にサンドミエシュ合意 (Sandomierz Consensus) が成立し、カルヴァン主義の改革派、ルター派、ボヘミア兄弟団が同盟を結びカトリック教会の対抗宗教改革に共同で対峙する体制ができる。ア・ラスコの働きが彼の死後 10 年を経てこの合意で実を結んだ瞬間であった。⁸¹⁾ しかしその後まもなくして、カトリック教会の対抗宗教改革の勢力拡大と反三位一体論運動の興隆によって、改革派は徐々にこの地域での地盤を失っていくことになる。そのような史的展開を考えると、ポーランド宗教改革におけるア・ラスコの役割を過大に評価すべきではない。しかし、教会規則等に関する著書とその実践で示された彼の神学は、ポーランドを超えてヨーロッパの改革派運動に確固とした足跡を残したことは間違いない。

⁸⁰⁾ George Huntston Williams, 'The Polish-Lithuanian Calvin during the Superintendency of John Łaski, 1556-60' in B.A. Gerrish & Robert Benedetto, eds., *Reformatio Perennis: Essays on Calvin and the Reformation in Honor of Ford Lewis Battles* (Eugene, 1981), pp. 129, 138.

⁸¹⁾ Henning P. Jürgens, *Johannes a Lasco: Ein Leben in Büchern und Briefen* (Wuppertal, 1999), p. 14; Janusz Malłek, 'Jan Łaski in der polnischen Geschichtsschreibung', in Strohm, hrsg., *Johannes a Lasco (1499-1560)*, pp. 350-1.